

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（宮原真一君） 諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第三十五号議案、乙第三十六号議案、以上二件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

（人事委員会意見）

◎議長（宮原真一君） 以上、報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎指山清範君（拍手） 登壇。皆さんおはようございます。自由民主党の指山でございます。

とうとうというか、梅雨の時期がやってまいりまして、先週の土日は本当に警報級の大雨ということで心配をいたしましたけれども、何事もなく、大きな被害もなく無事にその二日間過ぎたようでありまして、今週は猛暑日が続いております。来週からまた梅雨空が戻ってくるということで、大雨の被害、ここ何年かは出ておりませんが、ないことを願っておりますが、万が一、そういう大きな被害が出た場合には、

県当局には迅速な対応をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、順次お尋ねをさせていただきます。

まず、与那国町からの避難住民受け入れについてであります。

現在、国、沖縄県、九州各県で、いわゆる台湾有事の際の沖縄県先島諸島からの住民避難に関する計画の作成に取り組みされており、佐賀県では与那国町の約千七百名の方々を佐賀市と鳥栖市において受け入れることになっております。具体的には、与那国町には三つの集落がありまして、祖納地区、比川地区が佐賀市、そして、久部良地区が鳥栖市ということであります。

では、そもそも台湾有事というものはどれほど現実味があるものなのかということですが、二〇二七年にも台湾有事は起こるのではないかと言われております。

例えば、令和六年版の防衛白書には、台湾をめぐる中国の軍事動向が台湾空域においても台湾周辺海域においても活発になってきているであると、中国が二〇一七年の第十九回党大会において、二十一世紀半ばまでに世界一流の軍隊の建設を実現するという目標を設定し、さらに二〇二〇年に軍隊の設立百年である二〇二七年の奮闘目標ということでありますけれども、新たにこれを設定されたということでもあります。そして、二〇二二年の第二十回党大会では、その二〇二七年の奮闘目標を予定どおり実現して、世界一流の軍隊の建設を加速する旨の表明をしたとの記述もございます。

やはり二〇二七年の台湾有事は起きてしまうのではないかと心配いたしますし、また、二〇二二年十二月十六日に閣議決定されたいわゆる防衛三文書、これはおおむね向こう十年を念頭にしたものでありますけれ

ども、特に二〇二七年を一つの目標として、確実に日本の安全を保障できる戦略として打ち出されています。

また、先日、陸上自衛隊の幹部自衛官のお話を伺う機会がございました。講演後の立ち話ではありましたが、その中で、いわゆる台湾有事は二〇二七年にも発生する、その可能性についても言及をされました。改めて避難計画作成の必要性を感じたところでもあります。

そういう中で、三月には避難後一カ月間を想定した初期的計画を公表されました。早々に計画を策定していただいたことにまず感謝申し上げますとともに、これからはさらにより詳細に詰められた計画、避難が長期にわたった場合の計画にも取りかかっていただけのものでしょうか、その初期的計画では、避難の折には福岡空港の利用をするように定められています。それに対して県は、福岡空港ではなく佐賀空港の利用を国に提案されたことでもあります。でも、私はどちらか一つの空港にこだわるのではなく、佐賀市へ避難される方々は佐賀空港を利用し、鳥栖市へ避難される方々は福岡空港を利用するというような利用の仕方がよいのではないかと思っています。

また、国は避難されてきた方々を受け入れるホテル、これを空室率一〇〇%を前提に検討するように求めているところではありますが、それが本当に現実的なことなのか、そして、実際の避難時に円滑に避難できるのか、その前提条件について懸念に思わざるを得ません。

また、万が一、台湾有事が発生し、住み慣れた島を離れることになった場合、知らない土地に避難することは不安があると思いますし、実際に身寄りのない佐賀県よりも沖縄本島に避難したいという方もおられるとのことであります。全く無理もないことだと思います。

加えて、「避難で初めて会うより、その前にコミュニケーションを取っていると安心できる」、「仕事ができないつらさ、胸が張り裂けそうな気持ちの時に知人がいるだけで救われる。入り口は開いたので、どうコミュニケーションを取るかが大切だ」と地元の商工会の会長さんのコメントが新聞に掲載されておりました。このコメントを読んだとき、受け入れる鳥栖市選出の県議としては、改めて何とかせねばと思ったところでもあります。やはり平時から交流しておくことが非常に重要であると再認識をいたしました。既に県と与那国町が相互に訪問しておりますけれども、より一層、与那国町との交流を進めていただきたいと思いますし、地元の鳥栖市にも同様をお願いをさせていただきます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。
まず、与那国町訪問に係る知事の所感についてであります。

山口知事は、今年四月にも与那国町を訪問され、町長、議長、商工会会長、社会福祉協議会会長などと意見交換を行われておりますが、実際に与那国町を訪問された所感についてお聞かせいただければと思います。
次に、与那国町との交流についてであります。

先ほども申し上げましたが、やはり平時から交流を行うことが非常に重要と考えています。しかし、例えば、地元と経済界の方々に交流をお願いしやすと言っても、なかなかぴんときていただけません。台湾有事というものが現実的なものではないと思われるようでもあります。しかし、それも当然だろうと思います。だからこそ、なぜ交流が必要なのかというところも含めて対応していかなければならないと思います。

そうはいっても、台湾有事のあるなしにかかわらず、これも何かの縁ということで、佐賀県と与那国町の交流、これをこの際深めていっても

よいのではないかと、そのようにも思います。今後どのような交流を考
えておられるのか、まず山口知事にお伺いをしたいと思います。

三点目は、避難計画の作成についてであります。

昨年度から避難計画の検討が行われて、先ほども触れましたけれども、
三月には避難後一カ月間を想定した初期的計画を公表されました。その
中で、避難者の輸送手段の確保やホテルの供与、食品の給与、飲料水の
供給、生活必需品の給与または貸与、避難者の健康管理や通信設備の提
供などについて、その概要が公表されたところであります。

今後、令和八年度までに配慮が必要な方の受け入れ対応なども含めて、
さらに深く内容を詰めていかれるものと思いますが、現在の検討状況は
どのようなになっているのか、そして、今後どのような検討を行っていく
のか、危機管理・報道局長にお尋ねをいたします。

二点目は、江藤新平復権プロジェクトについてであります。

佐賀県では、「肥前さが幕末維新博覧会」で育まれた志をさらに大き
なものとして未来に紡いでいくために、佐賀の八賢人や大通りに設置さ
れたモニメントのモデルとなった偉人の顕彰などを行われてこられま
した。そして、昨年没後百五十年を契機に、近代司法制度の父と呼ば
れる江藤新平の復権を図るため、江藤新平復権プロジェクトと銘打って
特別展の開催や特別展の常設展示化、俳優の竹中直人氏を起用したプロ
モーション動画の制作、各種プロモーションなど、様々な事業を展開さ
れてこられました。中でも、今年二月一日に開催された江藤新平復権・
島義勇顕彰式典は、江藤、島の御子孫や、彼らの顕彰活動を長年続けて
こられた団体、江藤新平の功績に係る司法関係者や教育関係者、マ
スコミ、市町の首長などの多数の関係者が参列され、厳粛な中に執り行

われた式典に続いて、記念シンポジウムや交流会も行われ、参加された
方々からは大成功であったとの声が寄せられていると聞き及んでおりま
す。

また、維新博やそれに続く様々な顕彰の取組が認められ、今年度から
採用されている中学校の歴史教科書のうち一冊で、佐賀の乱との併記で
はあるものの、佐賀戦争との表記が初めて教科書に採用され、県内の三
十一校でこの教科書が使用されており、江藤新平の復権に向けた大きな
一歩になったものと思えます。

江藤新平の内乱罪の罪状や位階については、明治二十二年、一八八九
年の大日本帝国憲法発布による大赦により罪状が消滅し、大正五年に正
四位が追贈されていることから、外形的には復権が果たされているもの
の、江藤新平と同時に罪状が消滅した西郷隆盛に比べると大きな差があ
ることは否めません。また、西郷隆盛といえば、映画やドラマなどで何
度も取り上げられ、名前を聞けばすぐに顔や姿が思い浮かんでくるなど、
誰もが知っておられます。それに比べて江藤新平は県民の間でも認知度
がそれほど高くはなく、やはり真の意味での復権を果たすためには、県
民も含めた人々のマインドに働きかける必要があるため、短期的に効果
が上がるものも必要かとは思いますが、息の長い取組も求められるので
はないかと考えます。

加えて、江藤の復権をはじめ、多くの佐賀の先人たちの偉業や志に多
くの県民が触れることで、佐賀への誇りや愛着が高まり、佐賀の未来に
つながっていくものと考えており、また、そうなることを心より願って
おります。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず、江藤新平復権プロジェクトに

おける「復権」という言葉に込めた思いについてであります。

大赦により罪状の消滅や位階の追贈など、外形的には江藤新平の復権は図られているように思われますが、このプロジェクトにおいてはどうかといった思いを込めて「復権」という言葉を用いたのか、知事の思いを伺いたいと思います。

そして、これまでの取組の成果についてであります。

昨年度の六月定例県議会の常任委員会では、江藤新平に対する県民の認知度が高くない、そういう答弁でありました。具体的には、大隈重信九〇・一％、鍋島直正七四・六％に対して、江藤新平は五三・五％でありました。特に十代、二十代の江藤新平の認知度は四三・四％とさらに低いという結果であります。

中学校の歴史教科書の表記の件なども踏まえて、昨年度のプロジェクトではどのように取り組み、どのような成果があったと認識しておられるのか、文化・観光局長にお伺いをいたします。

そして、今後の取組についてであります。

何度も言いますが、県民の半数にしか知られていない江藤新平の認知度をもっと上げて市民権を得ていくような、あるいは佐賀戦争の事実、佐賀戦争の折、佐賀戦争は江藤が佐賀で起こした土族反乱と位置づけられてきましたが、政府が佐賀への出兵命令を出したとき、江藤新平は実は長崎の親戚のところにて静養、船遊びを楽しんでいたといった事実をもっと知っていただくなど、復権の取組については今後も引き続き息長く地道に続けていく必要があると考えますが、その点についてどのようにお考えなのか、文化・観光局長にお伺いをいたします。

三点目は、幼保小接続期の教育の充実についてであります。

学校現場における不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、佐賀県においても令和五年度に過去最多となる二千七百三十人が不登校となるなど、大きな課題となっております。

このうち小学校においては、保育園や幼稚園、認定こども園を卒園し、小学校に入学する際、それまでの環境から学校生活への急な変化になじめず、不登校のきっかけになっており、いじめとともに増加傾向にあるとも聞いております。

そもそも幼稚園や保育園での乳幼児期の教育、保育は、五つの領域、すなわち健康、人間関係、環境、言葉、表現といった内容を、遊びや生活を通して総合的に学んでいく教育課程等に基づいて行われます。一方、小学校では、児童期の教育は各教科等の学習を系統的に配列した教育課程に基づいて行われています。幼稚園や保育園と小学校でそれぞれこの教育・保育の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子供が幼稚園や保育園等での遊びや生活を通した育ちと学びを基礎としながら、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行し、自己を発揮し、成長していくために、子供の育ちと学びの連続性を保障すること、すなわち幼保小の接続が重要かつ有効だと考えているところでありますし、文部科学省もこの点においては五歳児から小学校一年生までの二年間を幼保小の架け橋期と位置づけ、その間の教育の充実を図ることを目的に「幼保小の架け橋プログラム」の推進に力を入れておられます。

私も先日、文部科学省の担当の方と面談の機会をいただき、この取組について話を伺うことができました。その際、全国の十九の自治体がモデル地区として取り組み、その成果を検証した結果、主体性を発揮する児童の姿が増えているとか、円滑な学級経営がスタートできた、あるいは

は友達と協働的に関わる児童も増えている、友達と人間関係をうまく構築できている、そして、登校渋りの児童が減少したという結果も現れているとのことであり、その成果は十分に出ているとの説明を受けたところであります。

佐賀県においても、保育幼児教育センターを設置し、スーパーバイザーが各園を訪問するなどされておられますが、この幼保小の接続について幼稚園、保育園などと小学校とがお互いに十分知り合うことや、接続期における架け橋となるコーディネーターの育成など、さらにしっかりと取り組み、全ての子供たちがスムーズに小学校教育を受けられるよう取り組んでいただきたいと考えております。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

まず、幼児教育に対する知事の思いについてお伺いをいたします。

「人生に必要な知恵はすべては幼稚園の砂場で学んだ」、これはロバート・フルガムの言葉であります。砂場で遊ぶことは社会性を学ぶことであり、遊ぶことによってコミュニケーションを取り、特にけんかをした場合に仲直りをするというのは、高校や大学などで学ぶことではなく、幼稚園の砂場で遊びながら学ぶことである、すなわち幼稚園の砂場で遊ぶことこそが幼児教育の原点であるということでもあります。

私も、幼児教育は遊びや身の回りの様々な環境から多くのことを学び、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると考えております。幼児期における教育の重要性について、山口知事の思いを伺いたいと思います。

次に、幼児期における取組についてお伺いをいたします。

幼児教育の質の向上のために県はこれまでどのような取組を行い、ど

のような成果があったのか。また、「幼保小の架け橋プログラム」など、幼保小の接続について今後どのように取り組んでいくのかお聞かせいただければと思います。

また、県教育委員会における取組についてもお伺いをさせていただきます。

架け橋期に当たる県内の小学校一年生の不登校の状況、あるいはじめの状況はどのようになっているのか。

また、県教育委員会において幼保小の接続について、これまでどのように取り組み、どのような成果があったのか、そして今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

最後の問いでございます。県東部地域の道路整備についてであります。

県東部地域は、福岡都市圏や久留米都市圏と隣接しており、人口減少の中、定住人口が増加している地域であります。また、高速道路や鉄道など九州の高速幹線交通網のクロスポイントであり、交通の要衝となっており、特に昼間は市外からの大型トラックをはじめ、車の流入、流出が多い状況であります。このことは、令和六年版鳥栖市統計書の「十五歳以上の就業者・通学者の流入・流出口」によりますと、県内外を合わせた昼間の鳥栖市への流入人口が二万四千人に対して鳥栖市からの流出人口が一万六千人と流入してくる人口が約八千人多いことから想像ができると思います。

こうしたことも、鳥栖市の道路交通量が非常に多い要因だと考えており、国道三号をはじめとする幹線道路において交通渋滞が著しく、経済活動だけでなく、地域住民の日常生活においても不便を強いられています。

そのような中、県においては、県道中原鳥栖線や県道佐賀川久保鳥栖線など渋滞対策や交通安全対策の道路事業に取り組んでいただいております。しかし、未事業区間については、地元の方から事業の動きが見えないとか、ルートが決まっていない状況でこの先どうなっていくのかといった不安の声があるのも事実であります。

さらに、国道三号については、知事の演告にもありましたが、姫方交差点―商工団地北入口交差点四車線化での開通が令和八年度になるとの見通しが示されました。また、小郡鳥栖南スマートインターチェンジができて、車の流れが変わり、曾根崎交差点は渋滞が解消され、大変喜ばれておりますが、スマートインターチェンジから県道鳥栖朝倉線を通じて三号線を南に向かう車が非常に増え、商工団地北入口交差点から南側の国道三号の整備の必要性が高まっているように感じています。

また、国道三十四号については、鳥栖―神埼間のバイパス化を要望しておりますが、なかなか事業化にたどり着いておりません。しかし、例えば、高速道路で事故が起こって通行止めになる―昨日も夕方、鳥栖インターチェンジの近くで三台が絡む事故があったようでありますが、高速道路を通る車が全部市内に降りてきて、渋滞がさらにひどくなり、パニック状態に陥ることもよくあります。

やっぱり一本幹線が必要、そのことゆえに、だから、早く事業化にたどり着いていただきたい、そう考えるとところであります。このことは、この議場でも何度もお話をさせていただきましたし、お尋ねもさせていただきました。なかなか事業化にたどり着けない、そういったことの実を受け止めていただければというふうに思っております。

まとめて言いますけれども、県東部地域の道路事業を進めることによ

り、渋滞対策や交通安全対策などの効果を一日も早く発現させることが重要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、県道中原鳥栖線の整備についてであります。

県道中原鳥栖線については、事業区間周辺の渋滞が著しく、生活道路を抜け道として利用されるなど地域住民の生活にも影響を及ぼしております。

先ほど、流入人口が八千人多いと申し上げました。これをさらに具体的に言いますと、例えば、久留米市からは毎日五千六百人が鳥栖市にやってくるかと申しております。みやき町からは二千人、神崎市、吉野ヶ里町からは千六百人、毎日鳥栖市においでいただいております。

一部は鉄道の利用もあろうかと思いますが、佐賀県はマイカー利用率が高い県でありますから、大方ほとんどが車ではないかと思っております。そして、そのほとんどの車がこの県道中原鳥栖線に集中をしているのであります。

下野交差点までの整備促進をやっていたと思いますが、あと少しであります。この整備促進を最後までお願いしたいと同時に、県道江口長門石江島線までの早期整備も必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてであります。

県道佐賀川久保鳥栖線については、乗目交差点から一本杉住宅入口までの整備が進み、通学する児童の安全確保や渋滞が緩和され、整備効果を感じているところであります。

しかし、先ほども申し上げましたように、なかなかその先の形が見え

ないということ、不安や不満を多く聞かされております。地元はさらに一本杉工区の整備促進と立石交差点までの早期整備を望んでおりますが、現状どのようなになっているのか、そして県はどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

最後に、直轄国道の整備促進についてであります。

国道三号及び国道三十四号については、先ほどお話をしたとおりであります。国に対して整備促進を強く要望してもらおうとともに、鳥栖市としっかり連携をしていってほしいと考えておりますが、今後、県としてどのように対応していただけるのかお尋ねをして、一回目の質問を終わります。(拍手)

◎山口知事 登壇 Ⅱ 皆さんおはようございます。指山清範議員の御質問にお答えします。

まず、与那国町訪問に係る私の所感についてでございます。

私は常に現場が大切だと考えておりまして、今回の避難計画の検討に当たりまして、自ら足を運び、目で見て肌で感じることでより実践的な計画につながると思ひまして、四月七日と八日の二日間、与那国町を訪問いたしました。

そして、この四月は沖縄戦の月でございます。沖縄県民の思い、与那国町の皆さんの気持ちをしっかりと踏まえながら訪問した二日間、島民の皆さんにいろんなところで声をかけさせていただいて、話を伺ってまいりました。

私なりにこの与那国町を紹介いたしますと、与那国島は佐賀から約千二百キロ離れた、周囲三十キロメートルに満たない小さな日本最西端の島でありまして、台湾までは約百十キロの国境の町であります。映画や

テレビドラマ「Dr. コトー診療所」のロケ地としても有名でありまして、主な産業は漁業、特にカジキマグロ漁が盛んであります。

東西に長い島は大きく人が住んでいるエリアは三つの地区に分かれております。島の東部には役場があつて、一番大きな集落、祖納という集落がありまして、人口約八百七十名です。島の西部のほうには、ここにまさに最西端の碑があるわけですけれども、港町の久部良、こちらが人口約七百二十名です。さらに、三つ目として島の南部、「Dr. コトー診療所」のロケ地があります比川、ここに人口約百人おられます。

また、九年前の二〇一六年に自衛隊の与那国駐屯地が開設されておりました、与那国沿岸監視隊が配備されています。今回はこの駐屯地も訪れて話を聞きました。与那国町の人口は千七百人でございますが、そのうち自衛隊関係者が家族を含めて約三百名おられます。その中には佐賀県出身の方も四名おられると聞きました。

自衛隊の皆さんは一定の地区に偏ることなく分散して居住されておりました。地区の行事では、貴重な若手として頼りにされておりました。こうした活動を通してすっかり島民に溶け込んでいるという話も、町長をはじめ、町の方から聞きました。

私から与那国町の皆さんにお伝えしたことは、平和は何よりも大切であつて、そのための努力をみんなで積み重ねていきましょう、何も起きないことが一番よいことではあるけれども、何かあった際のための準備をお互いにしていきましょうとお伝えしました。与那国島は温かい人が住むすばらしい島でございました。

続きまして、与那国町との交流についての考え方であります。

遠い場所へ、そしてよく知らない場所に避難することは大きな不安が

伴います。その不安を少しでも軽くできるように、平時から交流を深め、佐賀を知ってほしいと思っています。

与那国町の皆さんと話をしてみても、佐賀のことを知りたい、行ってみたいと思っただけの方が多いことも分かりました。佐賀県の様々な皆さんにも、もちろん県議の皆様方にも機会があれば与那国町に行ってもらって、様々な面での交流関係が築かれればよいと思っています。

与那国町は泡盛とか焼酎もありますけれども、島外との交流を図る際には伝統芸能と物販をセットで行うことが多いとも聞きました。まずは慣れたスタイルで交流のきっかけをつくっていただくことも方法の一つではないかと考えております。指山議員からお話がありましたように、この御縁を大切に、避難の対応のみならず、お互いにとって様々な面で関係が築かれていけばというふうに考えております。

次に、江藤新平復権プロジェクトに関しまして、「復権」という言葉に込めた私の思いについてお答えします。

江藤新平は東京奠都の建白書、三権分立に基づく近代国家の制度設計、憲法、民法の法典編さん、民主的で公平な司法制度の確立など、今の日本につながる日本の未来像を設計し、他に比肩する者がいないほど偉大な功績を残した傑物とされています。明治七年の佐賀戦争後に、正当な裁判を受けることなく処刑されました。そして、その二年後に佐賀県はお取り潰しになり、その後七年間の空白を経て再置されて、現在の佐賀県に至っているわけでございます。

江藤は没後十五年の明治二十二年に恩赦によって内乱罪が消滅し、大隈重信が総理大臣を務めていた大正五年に、没後四十二年も経てようや

く正四位を追贈され、外形的には名誉は回復されたものの、私は実質的に真の復権には至っていないものと考えています。

西郷さんと比べたいと思います。他方、西南戦争を起こした西郷隆盛は、江藤よりも二十七年も早く、西郷と同じ鹿児島出身の黒田清隆が総理大臣を務めていた明治二十二年に正三位を追贈されたことに加え、募金が集められ、銅像が建てられるなど、鹿児島県民に盛り上げられて、今や国民的人物となっています。

鹿児島県と同じように、当時、佐賀県全体として盛り上がるべきでなかった理由は様々あると思います。歴史は勝者によって書かれるとはよく聞く言葉ではありますが、佐賀戦争に対する政府側から見た側面ばかりが記録されたといったことはなかったのでしょうか。私は佐賀県が廃止され、七年間歴史から消えてしまったことが佐賀県民の心に大きな影響を与えたのではないかと考えています。

今、この不確実性の時代に、明治維新という大変革期において、日本のグランドデザインを描いた江藤の功績に光を当て、顕彰することに意義があるものと考えています。江藤新平の復権は道半ば、むしろこれからであるという考えの下、これまで県民挙げての復権に取り組んでこれなかったことも真摯に受け止める必要があると思います。そして、強い決意を持って取り組むために、プロジェクトに復権という言葉を用いました。

まずは、指山議員がおっしゃるように、佐賀県民一人一人が江藤の真の功績を知って、得心して、多くの県民が自分の言葉で江藤を語ることができるようになればいいなと思います。そして、佐賀県民の江藤の復権に向けた熱量が国中に広がり、そして江藤の真の功績を日本中の方が

知っている、そういう姿を実現して初めて真の復権と言えるのではないでしょう。今を生きる佐賀県民と全国におられます江藤を愛する多くの人々の力で、今こそ江藤新平が西郷さんと並び称される真の復権を成し遂げるんだという強い決意と情熱を持って、プロジェクトに取り組んでいきたいと考えております。

次に、幼児教育、そして幼保小接続期の教育に対する私の考え方についてお答えします。

幼児期は、子供たちがこれからのような人に育っていくのか、木がしっかりと根を張っていくような人の基礎をつくる大切な時期です。幼児期の環境はとても大切です。幼稚園や保育園、こども園で育った子供たちが慣れ親しんだ園を卒園し、小学校という新しい環境に慣れていくことはとても大切なこと、大変なことだと感じています。

幼稚園や保育園、こども園は、遊びや体験など、楽しいことが中心で、時間も緩やかで、伸び伸びとした生活であります。小学校は教科ごとの学習が中心で、決まっている時間割の中の生活です。そして、幼稚園、保育園のときは送迎されて登園しますが、小学校は自分で登校することが基本であります。大きな違いがあります。すなわち、自分が中心の生活から、小学校という新たなコミュニティでの生活になるわけです。

六歳児の発達段階として、自意識を持ち始め、社会の他者、ほかとの比較、そうしたものを意識することができるようになりつつも、実は自分自身はなかなか気持ちのコントロールといったものが難しいという年齢であります。大切な時期なんだろうと思います。幼稚園や保育園、こども園から小学校の接続期は、言うなれば依存から自立に向かっていく

時期であります。断絶せずに、なだらかに移行できるように、接続期に準備をしていくことはとても大切なことだと思います。

私の娘は、東京の幼稚園から長崎の小学校に入学しました。東京の幼稚園からは、〇〇ちゃん、小学校入学おめでとう、頑張つてねというメッセージをもらって、その心遣いを大変ありがたく感じました。娘も知らない土地で大変勇気づけられておりました。

佐賀県内でも、小学校へ卒園した園から卒業式で子供たちに向けてお祝いのメッセージが寄せられていると聞いています。ずっと見守っているよ、応援しているよという温かいメッセージは、この難しい結節点において、これから新しい環境で過ごす子供たちの心の支えになるはずだと思います。よい取組だと思っています。

小・中・高・大と、教育において節目があります。接続期、結節点での取組は、子供たちの育ち、教育の質を高めるという点で大事です。この接続期の子供への関わり方、環境によって、子供の意識、学びの姿も変わっていくと思います。幼稚園や保育園、こども園、小学校、地域の方々など子供に関わる関係者が、互いに子供への関わり方やそれぞれの教育について理解を深め、子供たちが環境の変化を乗り越えて、前向きに新たな小学校生活に向き合えるように、接続期に意識を向けて取り組んでいきたいと考えています。

◎寺田文化・観光局長 登壇Ⅱ私からは、江藤新平復権プロジェクトにつきまして二点、文化・観光局長としてお答えいたします。

まず一点目、これまでの取組とその成果についてお答えいたします。

令和六年三月から五月にかけて、佐賀城本丸歴史館において、江藤新平の没後百五十年特別展を開催いたしました。約二カ月の会期中、

約四万人の方に御来場いただきました。江藤の功績や佐賀戦争の真相の一端について、また江藤ゆかりの実物史料を用いた展示によりまして、来場者の方に江藤のすごさをより深く御理解いただく機会となりました。同年の十月一日からは、この特別展の展示物を常設化して、引き続き江藤の功績に触れていただくこととしました。この常設展示を目当てに、県外からも多くの方に御来場いただいているところでございます。

また、先ほど議員から御指摘がございました、特に若い世代に向けたプロモーションにも力を入れてまいりました。竹中直人さんを起用した江藤の功績をインパクトある動画で表現したプロモーションムービーを作成しまして、テレビCM、それから、SNS等で積極的に広報いたしました。その結果、SNSでの総再生回数は約四十三万回を超えるなど、大きな反響がございました。

そのほか、様々江藤を取り上げるテレビ番組の制作に当たりまして、本県の学芸員が出演したりですとか、それから、取材対応において積極的に協力をしました。これまでの中央からの視点ではなく、佐賀側からの視点で掘り下げた内容での番組となり、情報発信を行うことができたというふうに考えております。

そして、今年二月一日、議員からも御紹介ありましたけれども、江藤新平復権式典を開催いたしました。高校生と知事による江藤新平復権宣言を行い、江藤の復権に向けた思いを会場全体で一つにいたしました。

式典に参加された御子孫からは、江藤については自分たち子孫にとっても、江藤新平を語ることは簡単なことではなかった。佐賀県の顕彰の取組や今日の復権宣言を聞いたとき、ようやく子孫としても、江藤新平に向き合うことができるようになったとの謝辞をいただきました。関係

者一同、今後の復権に向けた大きな飛躍点となる確かな手応えを感じたところでございます。

次に、二点目、今後の取組についてお答えいたします。

江藤新平の復権につきましては、県民はもちろん、江藤の功績に縁のある司法関係者などをはじめ、県内外たくさんの方々 생각이持っておられます。こうした思い、志をより合わせていく取組として、ふるさと納税を活用することとしました。五月二十七日に募集を開始し、早速多くの方々からお申し込みをいただいているところです。今後もこの志の輪が広がっていけば、さらなる取組につなげていくことができるというふうにご考えております。

なお、集まった寄附金につきましては、記念碑の建立、シンポジウムの開催、各種プロモーションなどに活用させていただくこととしております。

また、学術的な取組につきましても、継続的に実施したいと考えております。佐賀戦争や佐賀県廃止について、明治新政府からの視点ではなく、佐賀側からの視点で検証していくこととしております。

具体的には、来年、令和八年ですけれども、復権式典、復権宣言をいたしました二月一日に、「復権宣言の日」記念シンポジウムを開催することとしています。研究者を招きまして、江藤の功績をさらに深掘りする機会としたいと考えております。

そのほかにも、先ほど申し上げましたSNSなどで積極的に情報発信していくことはもちろん、出版社ですとか映画制作会社へのプロモーション、それから、中学校の教育現場との連携、これは昨年度の特別展で制作しました江藤の功績と佐賀戦争の紹介動画を歴史の授業で活用し

てもらうことを検討しているところでございます。

このような取組によりまして、県民一人一人が江藤の真の功績を知り、得心し、そして、自分の言葉で熱く語ることができるようになり、その先にある真の復権を目指していく、議員からも話がございましたけれども、息の長い取組になると思いますけれども、一步一步着実にプロジェクトを推進していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県東部地域の道路整備について三点お答えいたします。

一点目は、県道中原鳥栖線の整備についてでございます。

県道中原鳥栖線は、国道三十四号中原橋交差点から鳥栖市の国道三号高田町北交差点までの延長約七キロの路線であり、現在造成中である新産業集積エリア鳥栖へのアクセス道路でもあります。

本路線は朝夕を中心に渋滞が発生しております、交通の円滑化や安全性の向上を図るため、鳥栖市浄化センター付近から下野交差点までの約一キロの区間について、下野工区として事業を進めております。令和四年八月には新鳥南橋を供用し、鳥南橋から下野交差点間についても、一部を除き約三百メートルの区間で車道の改良工事を完了しております。引き続き、下野工区の整備完了に向けまして、残る歩道整備と下野交差点の改良工事などを進めてまいります。

下野工区から先の県道江口長門石江島線との交差点までの約一・四キロの区間につきましては、新幹線、JR鹿児島本線、市道などを交差するため、ルートの検討に当たって、JRや市道交差部との対応、調整も必要になると認識しております。

また、新産業集積エリアへの企業の進出や小郡鳥栖南スマートインターチェンジの開通、広域ごみ処理場の開業など、周辺環境が大きく変わってきておりまして、鳥栖市やJRなど関係者と協議や意見交換を行いつつながら、ルートの検討を進めてまいります。

二点目は、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてでございます。

県道佐賀川久保鳥栖線は、佐賀市と鳥栖市を結ぶ延長約二十七キロの路線であり、鳥栖市周辺では交通量も多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、乗立交差点から立石交差点の約二キロの区間については、麓小学校の通学路となっておりまして、交通安全対策も必要な路線でございます。

県では、令和五年度までに、乗立交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロについて、四車線化と歩道の整備を完了し、渋滞の緩和と歩行者の安全性を向上したところでございます。

さらに、一本杉住宅入口交差点から西側約四百メートルの区間を一本杉工区として、令和六年度に新たに事業化をしております。現在、道路の詳細設計を行っておりまして、今年度、用地測量に着手することとしております。

一本杉工区のさらに西側の立石交差点までの約五百メートルの区間につきましては、県道沿いに家屋が多く連なっております。この区間は一本杉工区の事業進捗を見ながら検討を進めることとなりますけれども、引き続き地元の方々の理解や協力をいただきながら、鳥栖市と連携して具体的なルートを示せるように取り組んでまいります。

三点目は、直轄国道の整備促進についてでございます。

国道三号及び国道三十四号は、県東部地域の骨格をなす道路でありま

して、一日当たりの交通量は約二万台を超え、慢性的な渋滞や交通事故の危険箇所も多く存在する状況でございます。このため、国において渋滞の緩和や事故の解消に向けた対策が進められております。

国道三号につきましては、福岡県との県境から姫方町交差点までの約五・八キロが四車線化されております。現在、鳥栖拡幅及び鳥栖久留米道路の整備が進められております。このうち、全長二・四キロの鳥栖拡幅については、四車線での開通見通しが令和八年度と示されたところでございます。

議員のお話からもありましたように、小郡鳥栖南スマートインターチェンジが令和六年に開通したことで、鳥栖拡幅から先の区間について、県の調査でも交通量や大型車の流入が約一割程度増えております。この区間の四車線化について、今年の五月の県の政策提案で国に要望したところでございますし、また、地元鳥栖市独自でも国などへ要望がされているところでございます。

国道三十四号の鳥栖から神埼間については、交通渋滞の緩和や安全・安心な歩行空間の確保を目的として、交通安全対策に取り組みされております。鳥栖市から神埼間の抜本的な整備については、「国道三十四号（鳥栖く神埼間）整備促進期成会」において、バイパス整備に対する勉強会が開催されておりまして、県もオブザーバーとして参加しております。同整備促進期成会による国への要望活動にも、県は同行しているところでございます。

県の東部地域は、高速道路や鉄道など、高速交通網のクロスポイントでありまして、交通の利便性が高いことから、指山議員からもお話しありましたように、鳥栖市へは通勤などで、久留米市、小郡市、みやき町、

基山町など、周辺の地域から人の流入が多い状況となっております。人流、物流も、このため多い地域となっております。民間企業の進出や宅地開発の意向も強く、ポテンシャルが非常に高いエリアとなっております。

県としましては、県道中原鳥栖線など、県で事業中の区間について、早期整備を進め、その効果を発揮させるとともに、国道三号や国道三十四号、県道等、県東部地域の幹線道路網の整備の必要性、それから、予算の確保について、地元鳥栖市とも連携して国に強く働きかけてまいります。

人や物が集まる県東部地域のポテンシャルを最大限に生かせるよう、県としてしっかり取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇 Ⅱ私のほうからは、与那国町からの避難計画の受け入れについてのうち、避難計画に関する現状と今後の検討についてお答えいたします。

本年三月二十七日に避難からおおむね一カ月間についての移動手段、ホテル、食事、生活必需品、健康管理、通信設備、以上六項目を定めました「避難住民の受入れに係る佐賀県の初期的な計画」を公表したところでございます。

計画策定に当たりまして県として心がけていることとしまして、危機管理事象の対応の計画やマニュアル作成におきましては、平時と有事をしっかりと分けて考えることが重要と考えているところでございます。

避難の際に必要な空港につきましては、初期的な計画では、福岡空港を利用することとなっておりますけれども、国に対し佐賀空港の利用を

提案してありまして、検討が行われているところでございます。

県としましては、状況に応じて確実に避難できるよう、バリエーションを増やしておくことが重要と考えております。

また、ホテルにつきましては、空室率一〇〇%を前提として検討しておりますけれども、国の旅行自粛の呼びかけなどによりまして空室は確保できるものと考えております。仮に不足が生じたとしても、佐賀市、鳥栖市とも計画に入れておりません周辺のホテルで受け入れが可能と考えているところでございます。計画を絶対視せず、オペレーション重視で状況に応じて臨機応変な対応を行っていくこととしております。

次に、今後の予定につきましてお答えします。

避難計画につきましては、今年、令和七年度については、初期的な計画のさらなる具体化に加えまして、要配慮者の受け入れ、中長期化を見据えた住宅の提供、就学再開の三つのテーマにつきまして検討を始めたところでございます。

今後、佐賀市や鳥栖市と協議を行うこととしております。

令和八年度末までに避難計画である受け入れ基本要領を作成しまして、実動訓練に参加する予定でございます。

また、交流も重要でございまして、実際に避難することを考えますと、顔の見える関係を築くことは大切だと認識しております。既に、与那国町長の佐賀県訪問や知事の与那国町訪問など、行政同士の交流は始まっておりますけれども、行政だけでなく民間の交流も必要だと考えております。

まずは、お互いのことを知るために、県、佐賀市及び鳥栖市のイベントにおきまして、与那国町の伝統芸能や特産品の販売などによる交流が

できるよう調整を始めたところでございます。

今後、商工、観光、学校など、様々な分野で交流を促進していきたいと考えております。

県としては、引き続き与那国町の皆さん、また、迎え入れられます鳥栖市、佐賀市、関係者と信頼関係をつくりながら避難計画の検討を進めていくこととしております。

私からは以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇||私からは、指山議員の幼保小接続の教育の充実に関する御質問に関し、幼児期における取組についてお答えをいたします。

幼児教育、保育の現場におきましては、教育の質が高まり、子供たちとの関わりがよりよいものとなることを目指しまして、県では、令和三年度から佐賀県保育幼児教育センターを設置しまして、教育委員会と連携しながら、幼児教育等の質の向上や幼保小の接続期における教育の充実に向けて取り組んでまいりました。

例えば、幼児教育の現場での初任者、指導者などの職員の経験年数やスキルの違いに応じた研修、あるいは現場での豊かな経験と専門的知識を持つ保育幼児教育アドバイザーによります園を訪問しての支援、また、幼保小それぞれの職員、また、市町の職員も含めまして、幼保小接続に關する研修などに取り組んできたところでございます。

こうしたセンターを中心とした取組に参加いただきました関係者の皆様方からは、子供の年齢に応じた関わり方や子供の主体性を育てていくことについての助言が大変参考になった、小学校において接続期の子供たちの教育内容、こういったことを準備していくことは大変重要であり、

考えていくことができたといった声も寄せられておりまして、センターの取組が現場の方々の意識や子供への関わり方の変化につながっており、幼児教育等の質の向上、接続期の教育に関する理解や取組が進んでいることを感じております。

今後も、幼児教育、保育の質の向上、幼保小の接続期の教育の充実を図ってまいります。

引き続き教育委員会と連携いたしまして、今年度から、議員からも御紹介がございました「幼保小の架け橋プログラム」を実施いたします。

このプログラムでは、これまでの幼保小接続に関する取組に加えまして、幼保小の関係者が連携し、幼児教育と小学校教育をスムーズにつなぐことができるよう、新たに幼児教育や小学校教育に精通する方を「架け橋期のコーディネーター」として県に配置することを予定しております。

コーディネーターによる支援も活用しながら、これから県内の各地域において幼保小接続の取組が広がっていくよう支援してまいります。

佐賀で育つ子供たちが幼児教育から小学校教育の接続期での環境の変化を乗り越え、前向きに小学校生活が送れるよう、教育委員会と連携し、取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、幼保小接続期の教育の充実についてのうち、県教育委員会における取組についてお答えをいたします。

初めに、不登校やいじめの状況についてでございますが、令和五年度に県教育委員会が実施しました不登校の実態調査によりますと、公立小学校一年生の不登校児童数は四十四人となっており、増加傾向にござい

ます。

また、いじめについても同様に、小学校一年生の認知件数は増加傾向でございます。

不登校の要因は、環境の変化への適応の難しさなど様々ありまして、一人一人の状況に応じた支援を行っているとところでございます。いじめにつきましては、各学校でいじめはどの子にも起こり得るとして積極的に認知しているところでありまして、いじめを早い段階で察知し、積極的に認知をすることで、いじめの重篤化を防ぐことにつながっているものと考えています。

この小学校一年生の頃のいじめというのは、例えば、自分の思いどおりにならなくてたいてしまったりですとか、悪口を言ったり、人の嫌なことをするといった感情や気持ちをうまく表せなかったり、相手の気持ちを考えて行動することの難しさからくることが多いようです。

議員のお話にもありましたように、幼児教育から小学校教育への接続の時期は人との関わり方を身につける、友達と人間関係を構築する上でも非常に大切な時期だと考えております。

県教育委員会では、幼保小の接続について、知事部局、県保育幼児教育センターと連携しながら取組を進めております。

具体的には、幼児教育と小学校教育をスムーズにつなぐための架け橋プログラムを推進するために、市町の教育委員会や福祉部局の担当者を対象にした研修会や、幼保小の関係者が集まる合同研修会における講義などに取り組んでまいりました。

また、各市町において、幼児教育と小学校教育の連携が進むよう「架け橋期のカリキュラム（佐賀県モデル）」を作成しました。これは幼稚

園、保育園、こども園と小学校のそれぞれが保育や教育の目標・方針、目指す子供の姿、具体的な活動計画などを可視化するためのものです。こうした取組を通じて、幼保小接続の取組が県内で広がるよう後押しをしているところです。

そうしましたところ、この県モデルを使って、神崎市教育委員会が積極的に幼保小接続の取組を進めておられました。そのことから、令和七年度、今年度、神崎市立千代田中部小学校を幼保小連携の研究指定校に指定しております。現在、こちらでは「架け橋期のカリキュラム」開発に向けて、先行して取り組まれています。幼保小連携の好事例として、今後、他の市町への横展開を図っていききたいというふうを考えております。

また、佐賀市では、独自の学びの接続プログラムに基づく幼保小連携に長年取り組まれており、これまでの取組成果を生かしながら、架け橋期の教育の充実を図っておられます。

そのほか、複数の市町においても、幼保小の関係者が顔を合わせて協議し、相互理解を深めるなど、これまでの交流から進んだ動きというのもし少し見られるようになってきております。引き続き、市町教育委員会への働きかけを行ってまいります。

幼保小接続の取組を具体的に進めていくには、双方が子供たちが安心して新しい環境に適応できるようにするという共通した目的、思いを持つことが必要です。双方が共に現場を見て、本音で語り合い、互いの教育をより深く理解する、子供たちのことを考えて、共通の目的、思いをさらに固めて前に進むというそのプロセスを大切にしながら、カリキュラムをつくってプログラムを進めていくことが大切だと思います。県内

市町における地域の状況は様々あると思いますけれども、市町の幼稚園や保育園、こども園と小学校をコーディネートできるような幼保小連携の理解者を増やしていきたいと考えております。

今後とも、幼保小の連続した学びの実現に向けて、知事部局と連携し、まして取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎指山清範君 登壇Ⅱ確認の意味で再質問をさせていただきます。思います。

まず、江藤新平復権プロジェクトについてでありますけれども、そもそも内乱罪ということで刑死を迎えたということ、それが大きな間違いであると思いますし、その辺のところも含めて事実を、佐賀県から見た事実、偏るかもしれませんが、そういったところを広めていってほしいというか、深めていってほしいというか、そういう思いがあります。認知度もまだまだ低いようでありますから、県民の認知度も高まっていくような、そんな取組を行っていただきたいと思っております。でしようか、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

それから、与那国からの避難計画についてであります。

これもちよつと細かい点でありますけれども、報道によれば、福岡空港ではなくて佐賀空港を使うようにということでありました。福岡ではなくて佐賀というような、佐賀空港だけを使うような、そんなふうを受け止めたんですけれども、先ほど危機管理・報道局長は臨機応変にという御答弁が最後にありました。佐賀空港を使うのは祖納地区、比川地区の皆さん、そして、福岡空港を使うのは久部良地区の皆さんということ、どちらか一方ということではなくて、そういうことをお願い

をしたいと思います。

初期的避難計画では十二便、飛行機がやってきますけれども、そのうち一便と六便で鳥栖市と佐賀市に避難される方々が――両方の方々が乗られる便があるということでありますけれども、できるだけ佐賀市に佐賀市に行く人たちは佐賀市に行く便、鳥栖市に行く人たちは鳥栖市に行く便ということで、きちんとすみ分けができない便もあるかもしれないけれども、二便に予定されておりますが、これを一便でも減らすことができればというふうに思っておりますので、その辺のところを検討していただきたいと思いますが、臨機応変に空港の利用をするということでもよろしいかどうか、確認の意味で聞かせていただきたいと思っております。

それと、これは意見ですけれども、本来に幼児小の接続というのは重要なことは当然でありますけれども、いじめや不登校が増えていっているというのは、やっぱり小一の壁というのがあって、それにぶち当たって、なかなかじめずということでは不登校が増えている、あるいは幼稚園、保育園、こども園から小学校にシステムが変わって、なじめずに、先ほど教育長の答弁でもありましたが、思わずたいてしまったというようにありますけれども、そういったことではありますがお互いがお互いを知り合うということが重要だろうと思っております。行政の縦割りにかかわらず、知事部局、教育委員会それぞれがお互いを理解し合いながら、この「幼児小の架け橋プログラム」を進めていただけたらいいと思います。これは意見として言わせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ指山議員の再質問にお答えします。

江藤新平復権プロジェクトに関しまして、内乱罪のごさし。佐賀戦争というものをどう考えるかということだと思っております。少なくとも江藤新平にしてみると、民主的で公平な司法制度をつくったつもりでいたのに、正当な裁判を受けることなく処刑されてしまったわけです。まさに弁明の機会が与えられなかったということになります。

やはり私は、先ほど答弁したように、歴史というのは様々な面からの検証が必要だというふうに思っております。特に佐賀戦争に関しましては、鹿児島出身の大久保利通という非常に傑物がいるわけでありまして、この両雄が、どういう関係で、どういう考え方でこのとき対峙していたのかということ。先ほど歴史は勝者によって書かれるというふうに申し上げましたけれども、もちろんその後、鹿児島側からの考え方というものもあつたんだと思えます。私が申し上げたいのは、どちらかが絶対ということではなくて、佐賀側からの視点、要は江藤がどう思うか、そして、どういう過程でこの内乱罪になってしまったのかということについては多面的な検証が必要だと思っておりますので、ここは佐賀のほうからそうした声を上げるべきだということで、これから復権プロジェクトにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇Ⅱ指山議員からの、避難計画における福岡空港の考え方、また、佐賀県のほうから佐賀空港を提案しているという考え方についての再質問だったと思っております。お答えいたします。

まず、昨年度末に県のほうで策定をしました初期計画におきましては、与那国町の皆さん、福岡空港のほうを利用して、そこから貸し切りバス

で鳥栖、佐賀のほう、両方に避難をされるという計画になってございます。

この計画策定に当たりましては、国において避難をできるだけ迅速に行うためオペレーションはできるだけ単純化したほうがいいという考え方から、国の判断で福岡空港利用の計画というふうに考え方が示されておりましたので、初期計画という形で三月の時点で県として福岡空港利用という前提で計画を策定しているところでございます。

とはいいながら、現実的に佐賀県への避難を考えた場合は、シンプルに佐賀空港の直行便を活用したほうが効率的ではないかという考えを県としては昨年のうちから思っておりまして、国に対して提案をしているところでございます。

御指摘のように、鳥栖と佐賀のほうに分割して分かれますので、事態に応じてという考え方もございますけれども、まず、基本となる計画におきましてはシンプルが一番ベストというふうに思っております。計画としては単純に、例えば、地区が分かれて、私はこっちの便、実際はこっちの便という計画の基軸となる分についてはシンプルにしたほうがいいと思っております。

ただ、今後、詳細に計画を詰めるときには計画にはこだわらず、実際の現場では様々なオペレーションがありますので、臨機応変に対応することが肝要と思っておりますので、基本を押さえつつも、それにこだわらずにしっかりとやっていくのが肝要だと思っておりますので、あまり計画のところにとらわれずにやっていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎石倉秀郷君（拍手）登壇〓おはようございます。登壇の許可をいただ

きました。「自由民主党ネクストさが」の代表を務めます石倉でございます。

質問に入る前に、去る六月十三日に佐賀県の医療関係を含めた県政功労者知事表彰を受けられました古賀小児科内科の理事長、古賀和彦先生がお亡くなりになりました。この方は病児・病後児保育のパイオニアとして、十四、五年前から江北、白石、大町、武雄、多久の子供たちが夜間を含めた中で安全で安心して病院にかかれるようにということで設置をされた経過がございます。山口知事も多分御存じだと思いますけれども、大変政治の好きな方で、山下徳夫先生を生涯の政治家として支援された方でもあります。ゴルフも上手でエージシュート七百回以上、ホールインワン五回。この方の名言は、私も今でも脳裏にあります、「無限の夢 ゴルフは」と、行き着くところがないという、非常に豪快な方であり、百歳にしてパターをつえにグリーンに立ちたいと私に何回となく言われておりましたが、会った明るる日に亡くなりました、十三日に。大変惜しい人をなくしたなというふうに思っておりますけれども、ぜひ皆さんと一緒にしのんでいただければ大変ありがたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

これは我が「自由民主党ネクストさが」のロゴマークであります。（パネルを示す）本部長、教育長、ネクストの「ク」のところ、ここは人でございます。この人を中心にしてというのは、県民を、生活者の皆さん方をど真ん中に置いて、我々はしっかりと政治家として、県会議員として、二元代表制を堅持しながら佐賀県発展のためにやっていくというメッセージであります。

四月一日に立ち上げた「自民党ネクストさが」の一員として会派を代表し、まずは会派の理念と行動方針についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど説明をしましたが、新しく作ったロゴマークを御覧いただいたとおり、会派のロゴの真ん中に明るい文字で「人」という文字をデザインしております。この表現が示すように、私たちは「人」を中心に考え、「人」を大事にする会派として執行部と議会との間にいる県民の思いを大切に、県民目線での政策を提案し、実現する政策集団として活動していきたいと思っております。

自由と民主主義の中で生活の向上を図っていくという理念は自民党と志は一緒だと思えます。これからもそれぞれの角度から意見を闘わせることによって、皆で政策を高め合うことに力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の国内情勢に目を向けてみますと、本年四月、国が発表した人口推計による令和六年十月一日現在の全国の総人口は約一億二千三百八十万人で、十四年連続減少と、人口問題は大きな課題となっております。我々佐賀県の総人口は七十八万八千人で、こちらは二十八年連続減少しております。

他の地域の動向を見てみますと、東京都と埼玉県以外の全ての都道府県で人口が減少しており、皆さん御存じのとおり、東京一極集中が加速化している状況にあります。

このような中、最近の米の価格高騰を契機に、都市部の消費者側だけでなく、徐々に地方の生産者の側へも目を向ける議論がなされつつあるのはあるべき姿であり、大切なことだと私は思います。

食料やエネルギーの供給など、この国は、佐賀県をはじめとした地方が支えていることについて、都市部の住民を含め、全ての国民が一度認識を新たにする必要があると思います。

私たちは、人口減少が続いている中であっても、効率性だけに目を向けず、独自の魅力を生かしてより豊かなものにしていくことができれば、佐賀県は他の地域に頼らない自立した地域となることができると確信をしています。

会派の象徴であるネクストという単語は、次の時代の佐賀県をつくるという決意と、県民のすぐ隣に寄り添う姿勢を表します。

ここに住む県民が、何を求め、どのような地域にしていきたいと考えておられるのか、県民の息遣いを感じ、形にしていきたいと私たちはこれから常にネクストのことを考え、新しい発想を持って政策集団として行動をまいります。私自身、まさに「今、前へ」の心境であります。

それでは、本題に入らせていただきました。

知事の県政運営についてであります。

平成二十七年一月に知事に就任され、山口県政は今年で十年が経過いたしました。知事は就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念とし、佐賀県のすばらしさを世界に向けて発信し、佐賀県を飛躍させるため、県政を担ってこられたものと認識をしております。

最近では、スポーツ庁、防災庁の誘致など国への思い切った政策提案に見られる知事の力強いリーダーシップと行動力は、半世紀に一度のイベントである「SAGA2024」国スポ・全障スポの成功にもつながったものと考えます。

さらには、SSP構想のさらなる進化や県立大学の創設と、常に次の時代を見据えた政策に邁進されております。

知事の持論である自発の地域づくりも、今や県全体へ、その考えが浸透し、それぞれの地域に住む人自らの手によって地域固有の文化や魅力に光が当たり始めており、こうした知事就任十年の手腕は高い評価を得ているものと思います。

しかし、これまでの経過を見てみますと、こうした先見性や構想力により評価されるべき政策が、ややもすれば知事のスタンドプレーのように県民に映っているのではと危惧をするところがあります。

例えば、SAGAアリーナの整備については、高額な費用をかけてまで造るべきかといった議論がございました。そのときは、県民の中にもアリーナは不要だといった声があったように記憶しております。しかし今では、佐賀ブルーナーズやSAGA久光スプリングスなどのプロスポーツ試合やアーティストの演技に熱中する方が数多くお越しになったり、佐賀駅から徒歩やバスに乗ってアリーナに向かうことが定着したような感じがします。佐賀にアリーナがあつてよかつたという声も度々伺ったところでございます。

このように政策の過程について高い評価があるにもかかわらず、そのプロセスにおいても県民が置いてけぼりになり、真の評価が妨げられるようなことになれば、もったいないと言わざるを得ません。

地域・県民に寄り添う集団である「自由民主党ネクストさ」を代表して提案いたします。

新しい時代の政策立案は、人を真ん中にした総がかりでつくっていくなければなりません。そのためには、結果で示すだけでなく、プロセ

スの段階から政策の中身の議論を行うべきであり、常日頃から議員や県民との意思疎通とビジョンの共有は欠かせないものと考えます。

山口知事に求めます。これまで以上に丁寧な、県民や、県民を代表する議会と向き合い、広く、そして深く、御自身の考えや政策について知ってもらおうよう努めること。その中で、我々は佐賀県議会の一員として執行部のチェックを行いつつも、県民が佐賀県の将来について考えることができるように、県民の思い、考えをもっと建設的な議論につなげていけるように努力をしまいに。

人口減少社会の中で、佐賀県は地方創生のトプランナーとして、他県を先導する立場にあると考えます。知事就任から十年、三期目の折り返しを迎えた今、七十八万県民のお一人一人に向けて、佐賀県の未来をつくっていく決意を改めて聞かせていただくとともに、残り一年半の任期において、どのように県政に取り組んでいくのか、山口知事にお伺いいたします。

二点目は、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねいたします。

九州新幹線西九州ルートについての質問をいたしますが、九州新幹線西九州ルートは令和四年九月にリレー方式で開業し、もうすぐ三年がたとうとしております。このリレー方式は、平成二十八年の六者合意によるものですが、あくまでフリーゲージトレインが開発されるまでの暫定措置としての合意でした。開業の数年後にフリーゲージトレインが開発、導入され、西九州ルートは完結するはずでしたが、その後、国がフリーゲージトレインを断念したことで現在に至っております。ただ、このことを県民の皆さんがどれだけ知っておられるのかは疑問であります。

武雄温泉―長崎間の開業によって、武雄や嬉野では利便性が大きく向

上してまいりましたが、一方で、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、特急列車が激減するなど在来線の利便性が大幅に低下し、通勤通学や事業の活動などに大きな影響が出ています。このように、整備新幹線はメリット、デメリットがあります。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格については、多額の財政負担や在来線の利便性低下など様々な課題があり、これらの課題は佐賀県に大きな影響を及ぼすものと考えます。それ以外にも、現在、特急で乗り換えがななく博多に行ける有田の方は、武雄温泉駅で新幹線へ乗り換えが生じ、鹿島の方は江北駅で乗り換え、さらに佐賀駅で新幹線に乗り換えが必要となるなど、新たな乗り換え負担が生じる可能性もあります。新幹線はあくまで交通の手段であって、造ること、つなぐこと自体が目的となつてはいけません。

新鳥栖―武雄温泉間の在り方について、鉄道局との「幅広い協議」を開始してから五年、佐賀県が示す財政負担や在来線の利便性低下など様々な課題に対し、国から新たな提案はなく、議論は停滞し、糸口が見えない状況です。

現在の状況を招いたのは、フリーゲージトレインを断念した国の責任であり、佐賀県が打開するような話ではないという県の主張は理解できません。国が合意と異なるフル規格で整備すべきと言われるのであれば、国から何らかの提案があつてしかるべきです。

私は、佐賀県はこれまで筋の通った対応を行っていると思っております。ただ、これまでの経緯や合意、佐賀県の主張、フル規格整備のメリット、デメリットが県民に十分に伝わっておりません。県はもつと県民へ正しく状況を理解してもらうよう取り組む必要があると思えます。

このまま開業から時間がたてばたつほど、これまでの経緯や合意の認識は薄れ、武雄温泉駅でフル規格が途切れている状況だけが表面化し、なぜフル規格でつなげないのか、佐賀県はなぜフル規格を拒んでいるのかなどという意見が大きくなっていくように思われます。このままでは佐賀県だけが悪者にされる風潮が強まるのではないかと危惧せざるを得ません。

北陸新幹線の敦賀―新大阪間の延伸計画をめぐって、京都府や京都市などから莫大な財政負担や地下水への影響を懸念する意見が強まり、計画に慎重な姿勢が示されております。今月六日には京都市議会において、京都市内大深度トンネルルートに反対する決議案が可決されました。このように西九州ルートだけではなく、北陸新幹線でも様々な問題が生じております。

新鳥栖―武雄温泉間についても様々な課題があり難しい問題ですが、今後の方向性が見えない状況は誰にとつてもよい状況ではありません。つくる、つくらないは別として、この問題解決に向けた議論を停滞することなく進めていく必要があると思えます。

今後の議論を進めるには、佐賀県が主張する課題の一つである財政負担の在り方を見直すことも必要ではないかと考えます。受益の程度に係なく、整備区間の距離に応じて自治体が地方負担を負う現行スキームでは、佐賀県の懸念は解消できません。財政スキームの見直しに関し、国が動かないのであれば、佐賀県議会議員としてアクションを起こすべきじゃないかと、その時期が来ていると考えます。ついては、佐賀県議会議員として国に対して働きかけることについて、知事の所見を伺います。

また、鉄道局との「幅広い協議」を開始してから五年、武雄温泉―長崎間の開業からもうすぐ三年となる中、国との議論が停滞している状況をどのように考え、今後、西九州ルートの問題にどのように取り組んでいかれるのか、山口知事の考えをお伺いいたします。

三項目め、県立大学についてお伺いいたします。

昨今の教育の状況について触れさせていただきたいと思います。先日、県内小学校の教員採用試験の倍率が〇・九倍となり、初めて一を切ったとの情報に衝撃を受けたところであります。教員不足に対応するために、定員を増やしたことが志願倍率の低下の一因であるとの分析は理解しつつも、未来を背負う子供たちを教える人材が定員割れになっている状況は重く受け止めるべきだと思います。

六月七日付の佐賀新聞、「私の主張」の欄では、「小学校教員希望者が増えない理由」として、学校教員の仕事が大変になったことが挙げられております。子供に教えることより、子供を育てる仕事が増えたこと。英語や情報など、新しく教える範囲が増えているにもかかわらず、教員の定数や待遇は満足できるようになっていないことを指摘されております。うなずける意見だと感じたところであります。

かつて、地域や家庭が担っていた育てる機能はほぼ失われつつあり、その分、学校への負担は年々増しているように感じております。育てることに追われて、子供たちを教える喜びにあふれた先生たちが減ってきておられるのではと思われます。地域の教育力の低下は避けられないと、深く危惧をするものであります。

この件は今回、一般質問とはしませんが、教育長や教育委員会の皆さんには、教育に関わる人材の確保に向けて検討してもらいたいと思っ

ております。特に教育分野は、一朝一夕には効果が出るものではありません。中長期的な視点で考え、取り組む必要があります。我々議員も、そして県民も、今後の教育がどうあるべきか、教育委員会と一緒に考えていく必要があります。どうぞよろしくお伺いいたします。

県立大学の話に戻りますが、今年一月、県立大学の学長予定者として山口和範教授が着任することが発表されました。山口教授は、専門家チームのリーダーとして県立大学のカリキュラム内容の検討をしていたというほか、高等教育機関問題対策等特別委員会にも二度にわたり参考人として出席され、検討状況の説明を行い、質疑にも丁寧に対応していただいたところであります。

山口教授におかれては、佐賀県の未来の人材育成のため、県立大学の実現に向けて熱心に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

県立大学については、令和五年二月、基本的な考え方が公表されて以降、県議会では毎回、慎重な立場からの懸念や、推進する立場からの積極的な提案など、様々な議論が交わされているところであります。

振り返ると、井本元県政、古川前県政においても長く取り沙汰されてきた分野であり、佐賀県政、佐賀県議会の歴史の中で最も数多くの議論が交わされている政策こそが県立大学であると言っても過言ではないと思っております。

検討に携わる県庁職員や大学関係者におかれては、議会が積み上げてきた議論の重みを忘れることなく、県民目線に立って、将来の子供たちに県立大学ができてよかったと言われるように政策に取り組んでいかれることを願っています。

県立大学の開校予定まで四年を切っております。着々と準備を進めていただきたいと思います。その一方、全県的な開学機運の醸成は道半ばであると言わざるを得ません。

そこで、ある程度早い段階から県民に対する広報に力を入れ、大学がどう地域が生かしていくかという点について、県民や企業、それぞれが考える機会を増やす必要があると考えます。

このような中、今年度に入ってから、県立大学の学長予定者である山口教授が、唐津西高など複数の高校への出前授業を行っている。報道があり、機運の醸成に一役買っているものと期待をしておるところでございます。

については、こうした学長予定者の出前授業を行っている意図についてお伺いするとともに、開学に向けた機運醸成を図るために今年度どのようなことに取り組んでいくのか、前田政策部長にお聞きいたします。

四点目、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてお伺いいたします。

平成十年七月の開港から二十七年、佐賀空港は今まさに大きな転換期を迎えようとしております。佐賀空港の西側には陸上自衛隊佐賀駐屯地の建設が進み、七月以降、オスプレイ十七機が配備されることになっております。

空港の東側には、佐賀空港が九州のゲートウェイ空港となることを目指し、滑走路の二千五百メートルへの延長が計画されております。また、滑走路延長とあわせて、滑走路の北側に平行誘導路を整備するための協議等が進められており、その佐賀空港の自衛隊使用要請については、平成二十六年七月の防衛省の要請から来月で十一年を迎えようとしており

ます。来月九日には佐賀駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸上自衛隊のオスプレイが順次移駐してくる計画であります。佐賀空港の自衛隊使用が要請から現実に変わります。

さらに遡ること四年前、平成二十二年一月には、佐賀空港を視察した国会議員が米軍普天間飛行場の移設先の候補地の一つとしてベストロケーションと発言したため、県議会ではすぐさま反対する決議を行うなど、県民の不安を招くような混乱があったところであります。

佐賀空港の自衛隊使用要請は、平成二十六年七月、当時、武田防衛副大臣が佐賀に来訪され、陸上自衛隊が導入するオスプレイ十七機や目達原駐屯地のヘリコプター約五十機について、佐賀空港を使用させてほしいと要請をされたことに始まっております。

私は、一人の国民として国防に協力すべきだと考えておりますが、しかしながら、県議会の議長や特別委員会の委員長として佐賀空港の自衛隊使用要請に長く携わらせていただき、元佐賀県知事で亡くなられた井本勇氏から生前、米海兵隊の利用は絶対駄目だと、私にそう思いを話されたことを思い出しております。そうしたことを踏まえ、米海兵隊の使用への懸念といった県民の思い、有明海再生を願う漁民の思いを防衛省、歴代の大臣へ直接ぶつけてきたところであります。

こうした中、米海兵隊使用の撤回、佐賀空港を自衛隊と共用しないとされていた公害防止協定の変更に係る有明海漁協での度重なる議論や苦渋の決断を経て今に至ったものであり、私自身、大変感慨深く思っております。有明海漁協の歴代の組合長をはじめ、役員、関係する漁業者の皆様方の決断に心から敬意を表するものです。

昨年十二月には、農政関係の要望活動の際、自民党の小野寺政調会長

にお会いする機会がありました。留守会長の了解を得て面談し、私が議長時代に、当時の小野寺防衛大臣に対して確認した米海兵隊の佐賀空港利用は行わないという約束をしっかりと守っていたこと、また、平行誘導路の整備については協力体制を取っていただきたいということ、そして、空港の滑走路延長については国土交通省所管であるものの、認可申請等を踏まえた上で、政調会長としてもできる限りの協力体制をお願いしたいということで、十五分から二十分程度面談をさせていただきました。

七月九日には駐屯地が開設され、自衛隊の佐賀空港使用や利活用が始まり、今後も県民の声を代表する県議会議員として、また、政策集団の自民党ネクストの一員として、国に対して言うべきことは言い続けていきたいと思えます。

知事は、今議会の提案事項説明の中で、先月二十七日に中谷防衛大臣を訪問し、「改めて安全を最優先に、オスプレイの移駐については、県民の信頼を損なわないように、一つ一つ丁寧に対応していただきたい」ということを申し上げました。」と話されており、また、報道では、一昨日には佐賀空港の自衛隊使用要請において、国からの要請時及び県が受け入れを表明した際に防衛大臣を務められていた自民党の小野寺政調会長と面談をされ、「佐賀空港をこれから発展させるため、滑走路延長と平行誘導路新設の話をした」とのことです。この知事の動きは我々と方向性が一致しており、私は大変よいことだと思っております。こうしたことを踏まえて、今後どのように佐賀空港の自衛隊使用に向き合っていくのか、改めて伺いをいたします。

五番目に、食肉センターの件ですけれども、島内農林水産部長にお尋

ねをいたします。

常任委員会で私も何回となく質問しましたけれども、もともとは改修の方向ということで聞いておりましたが、その後、新築を踏まえてもう一回検討してみると、そして、方向性を決めるということで、今年二月定例議会でそのような答弁をいただいたと思えます。

そこで、その後今日に至るまでの中でどのように食肉センターの、新築なのか、改修なのか、方向性を出しておられるのか、その辺をまず確認をさせていただきたいということと、今後、農林水産部として、県として、新築なのか、先ほど申しました段階を踏みながら改修をしていくということなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

処理場を含めた中で、そういうことを踏まえて、老朽化が進んでいる箇所から先に改修ということで今度の予算で一億八千万円の事業費に対し九千万円の予算を計上されております。また残りの半分九千万円は国の外郭団体であるところと、五〇、五〇でやるということを決まっておりますけれども、今後まだまだ改修が続くと思いますので、そのときにも今の配分率でいくのか、そこら辺を再確認させていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。(拍手)

◎議長(宮原真一君) 暫時休憩いたします。

午後零時三分 休憩

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

石倉秀郷君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇 石倉秀郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の県政運営についてお尋ねがございました。

私は、知事に就任する前に官民幅広い分野に身を置いてまいりました。国家公務員として地方税財政、災害現場を含めた危機管理や過疎対策など、他県の県庁では秋田、鳥取、長崎、民間ではJTB総研、ラグビーワールドカップ組織委員会、大学で教鞭を執ったこともございます。

こうした様々な経験などを踏まえて、世界の趨勢や時代の変化を俯瞰して見ていくこと、佐賀や世界の将来についても鳥瞰的に見据え、想像力や構想力を持って佐賀の持つ真の価値を発揮させることに取り組んでまいりました。

日頃から様々な県民の皆さんの声や県議会での議論についても大切にしていまいりました。そうした様々な意見、時には全く逆方向の意見もある中、自分の中で熟慮を重ね、そうした意見も参考にしつつ、自ら正しいと信じる未来に向けての処方箋を示すこともリーダーの大きな仕事と考えてまいりました。

この十年間で、県民の佐賀に対する意識や思いが徐々に変わってまいりました。まだ道半ばではあるものの、最近では若い人が佐賀のことを好きと言ってくれることが増えているように感じています。一つ一つ種をまいてきたことが着実に実を結びつつあるように感じています。

石倉議員から、結果だけではなくてプロセスの段階から政策の中身に

ついて議論を行うべきであり、議員や県民との意思疎通とビジョンの共有は欠かせないという御指摘がございました。ごもつともでございます。

例えば、「子育てし大県」、交通事故ワースト1脱却プロジェクト、そして、自発の地域づくりなどについては、取組についてのイメージが持たれやすいため、私が構想している未来の姿を幾らかお話しすると、県民の皆さんと共有できたかなと感じることも多いわけでございます。

他方で、例えば、「さがデザイン」、SSP構想、そして、御指摘のあった新しいSAGAアリーナはどんなアリーナなんだろうか、こういったことについては先端的な構想とっておきまして、私自身、説明をしながらも必ずしもその同じイメージが県民の皆さんとの間、県民の皆さんとの間で同じ映像が頭の中に浮かんでいるのかなと思うと、なかなかこれは伝わりにくいというか、伝わっていないと感じることも多々あったわけでございます。

引き続き、私自身も模索しながら、そうした面にさらに努力を重ねていきまして、御指摘いただきましたように、プロセスの段階から私の考えや思いをうまく伝わる説明の方法を工夫させていただくように取り組んでまいりたいと考えます。

今後も、佐賀県をさらなる高みに導いていくためには、私自身も今後多様な経験や研さんを積んで私自身がアップデートしていくことも大切であります。努力を重ねながら、さらに大きなブランドデザインを県議会や県民の皆様へお示しできるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

これからも「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念とし、人を基軸に佐賀の持つポテンシャルを最大限生かすべく県政

を運営したいと考えております。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについて御指摘、御提言をいただきます。

改めて申し上げますが、新鳥栖―武雄温泉間は、在来線を利用してフリーゲージトレインを走らせることで佐賀県、長崎県、JR九州、国などと合意したものであります。フル規格の合意はしておりません。国がフリーゲージトレインの開発を断念したことで今に至るわけでございます。

この状況を例えて言いますと、国が約束したものの、我々が発注したものが届かないのに、国から別のものに代えてくれと言われているような形かと思えます。

今の事業スキームでフル規格といたしますと、佐賀県の財政負担は長崎県の二・五倍以上となるわけでございます。議員の御指摘のとおり、我々の受益に対して負担があまりにも大きいと思えます。受益とのバランスが全く取れていないと私は感じます。さらに在来線の利便性低下やルートの課題もありまして、簡単なものではございません。

国や長崎県、JR九州が求めるフル規格については、全く新たな話として「幅広い協議」や地元三者意見交換を行って様々な議論をしてまいりました。

今回、石倉議員から議会側もアクションを起こすべき時期に来ていると御指摘がありました。

ちなみに、北陸新幹線の新大阪延伸計画においては、御紹介もありましたが、例えば、京都市議会は、地下水への影響や地元負担などが京都市の未来に重大な問題を招くとして、現在の京都市内大深度トンネル

ルートに対する反対決議がなされました。福井県議会は、小浜京都ルートでの決定、大阪までのフル規格による全線早期整備の実現を求める決議を行いました。石川県議会は、北陸新幹線の一日も早い目的の達成のため、施工期間の短縮、建設費削減が見込まれる米原ルートへの再考を求める決議をいたしましたわけであります。

このように、議会内で議論がされまして、それぞれが分かりやすくそれぞれの地域の実情や考え方に根差した意思表示をされているんだと私は思います。

佐賀県議会におかれましては、西九州ルートの大切な経緯やフル規格整備の課題を前提に佐賀県の状況を踏まえた上で、国に対して御意見されることは意義があることと考えております。

私は知事として、これまでも様々なチャンネルで議論してきております。これまでフル規格を否定したことはありません。ただ、新たな話として議論すべきものと申し上げてまいりました。引き続き、佐賀県にとつて何が一番望ましい姿なのかさらに検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用に対する私の向き合い方についてお尋ねがございました。

私は、佐賀空港の自衛隊使用要請に真摯に向き合い、一つ一つを丁寧にやってきたことが今につながっていると考えています。平成二十六年七月に防衛省から古川前知事に対して、オスプレイ十七機の配備、目達原駐屯地からのヘリ約五十機の移駐、米海兵隊の利用の要請がありました。

私は、平成二十七年一月に知事に就任し、その翌月に当時の左藤防衛

副大臣から説明を受けましたが、曖昧な説明や回答が多かったために、米海兵隊の佐賀空港利用も含めて計画の全体像や将来像の明確化を強く求めたわけであります。

その後、その年の十月に中谷防衛大臣が来県され、当初の要請にありましたアメリカ海兵隊の利用を取り下げられたことが一つの大きな転換点となったと思います。

国防の重要性は十分勘案しつつも、説明をそのまま受け入れるのではなく、オスプレイの安全性、生活環境、漁業・農業への影響など、様々な観点から論点整理を進めて、平成二十九年五月に「論点整理素案」を公表いたしました。その年の七月には佐賀県議会で知事が先に判断すべきとの決議があり、県が受け入れると判断した後に防衛省と交渉を始めても、国からこちらが求めるようなものを得るのは難しいと考えまして、約一年にわたって官邸及び防衛省と様々なチャンネルを通じて交渉を続けたわけでございます。

その上で、平成三十年八月、当時の小野寺防衛大臣と民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことを前提に三つの約束を合意いたしました。すなわち、環境保全と補償に関する協議会の設置、二つ目に防衛省が支払う百億円を財源とした基金の創設、三つ目にオスプレイの安全性に関する情報共有のルールの構築でございます。

合意後、県としての要請の受け入れと公害防止協定覚書付属資料の変更について有明海漁協と協議させていただくことを表明いたしました。その日のうちに私自身が有明海漁協を訪問し、直接覚書付属資料の変更協議を申し入れたわけでございます。そして、令和四年十一月に漁協の皆様には、覚書付属資料の変更という大変重い決断をしていただいたわ

けでございます。

防衛省には、この十年間を大切にし、これからも安全を第一に一つのことに真摯な姿勢で対応していただきたいと考えます。そして、駐屯地と地元の間で、お互いに信頼が築かれる関係を構築されるようになってほしいと思います。

私としても、これからがスタートという緊張感を持って、これからも真摯に向き合ってまいりたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県立大学についてお答えいたします。まず、議員からは高校への出前授業の意図についてお尋ねがございました。

県立大学では、県全体を学びのフィールドとした課題解決型学習を重視することとしています。また、県内の高校や専修学校では、生徒が主体的に学びを深めていく探究学習が実施されております。

県としましては、この高校の探究学習と大学の課題解決型学習の学びをつなげる高大連携、すなわち大学と高校の接続が佐賀県の子供たちにとって重要と考えております。

この高大連携に向けた取組の一つとしてしまして御紹介いただきました学長予定者である山口和範先生による出前授業を企画したということでございます。今年度は三校で実施することとしておりまして、御紹介がありました唐津西高校のほか、三養基高校と佐賀商業高校におきまして今回、出前授業を開催することとしております。

先月実施しました唐津西高校の全校生徒約四百四十名を対象とした出前授業では、探究の学習とデータの活用をテーマとされ、山口先生からは失敗を恐れず、答えのない課題にチャレンジすることが重要、また組

織を動かすには納得感と共感を得ることが重要で、その手段の一つとしてデータを活用することが有効、こういったお話がございました。

そして、参加した高校生からは、探究学習は自分なりのテーマ設定でいいから頑張ってみようとか、様々な場面でのデータ活用の重要性を感じた、それから地域が出しているデータや現場で収集した情報を活用して探究学習に取り組みたいと、こういった声があったと聞いております。

県立大学と県内高校の高大連携を推進することで、高校生の学びの意欲が増し、探究心あふれるものになると考えております。そして、こうした環境で学んだ子供たちが県立大学に入学して、大学の学びも発展していくという好循環を生み出していきたいと考えております。

次に、開学に向けた機運醸成についてです。

今年度は県議会からも御指摘がありました広報に力を入れていくこととしております。

具体的な取組としましては、課題解決型学習や高大連携に関する動画を制作、放映しまして、冒頭申し上げたような学びのイメージを分かりやすく伝えられるよう取り組んでいるところでございます。

また、来月は、地域と共に成長する大学をつくるには、どのような取組が必要かということテーマとしまして、佐賀市でシンポジウムを開催することとしております。

このシンポジウムでは、まちづくりや経営に関わる民間事業者の方々に御登壇いただきまして、このシンポジウムに参加された方が何かしらの気づきを持ち帰っていただいて、共に大学をつくり、それぞれの地域で大学を生かしていく一歩となるような場にしたいと考えております。

このシンポジウムの会場は、席数に限りがありますので、後日、新聞

紙面において内容を掲載することとしております。また、当日の現場でのやり取りを広く知っていただけるようアーカイブ配信などに取り組みたいと考えております。

県立大学は、多くの方々に関心を持っていただいて、参画いただくことが大変重要になってくると考えております。今後も県立大学の意義や果たす役割を分かりやすくお伝えし、多くの方に関心を持っていただくよう努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の豚処理施設の改修についてお答えいたします。

豚処理施設などへの対応につきまして、令和六年二月議会におきまして、急ぎ改修が必要なものについて、発注方式を十分に検討した上で、適宜予算化していくことを説明させていただきました。

これまでに施設を運営する畜産公社や豚を出荷する農業団体と協議を行い、様々な検討をした結果、養豚農家の出荷に影響がないよう施設を稼働させながら実施可能で、緊急度の高い機械設備の改修を行うことといたしました。

具体的には、受注先の工場で作したものを現場に持ち込み、年末年始の連続休暇などを利用して、据え付け工事が可能な機械類や冷蔵・冷凍設備を対象としております。

これらのうち、今議会に急ぎ改修が必要な豚処理施設につきましては、老朽化が著しい背骨に沿って肉を切断する背割機や皮剥ぎを行うスキナー、また汚水処理施設につきましては、機能が低下しております曝気槽に空気を供給するブローなどに必要な予算を提案させていただきます。

おります。こうした改修によりまして、豚処理施設としての機能維持を図ることができるというふうを考えております。

今後とも、「K A K E H A S H I」の豚処理施設の安定稼働に向け、畜産公社や農業団体などと十分に協議、調整を図りながら、着実に改修工事を進め、豚処理施設の機能が適切に維持されますようしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎野田勝人君（拍手）登壇 皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。

今この時期になりますと、多久のほうでは特産のビワの出荷が四日から始まっています。以前もお話ししたと思います。この時期、納所地区の山肌を見ますと、本当にオレンジ色に輝くビワ畑が目に入ります。ところが、実際に出荷されるビワは袋をかぶせてあり、オレンジ色に見えるビワは放棄されたビワの実であります。年々この光景が広がっているのに、本当に残念に思う次第であります。

一方で、令和の米騒動が連日報道されているところです。備蓄米の価格の面とか、あるいは作付の施策の考え方がおかしいとか、そういったところはあっているんですけども、同じように生産者側の議論がなかなか同じ形で出てこないところに非常にもどかしさを感じております。

米農家に限らず、地方の農業の在り方、この米の騒動に関して、全体的な日本の農業の方向性がぜひ活性化する方向に結びつけばなというふうに、ビワを拝見して感じた次第です。

それでは、質問に入らせていただきます。

問いの一、野生イノシシにおける豚熱対策についてであります。

このことにつきましては、二月、前年度の常任委員会でも取り上げさせていただきました。豚熱となると、イノシシが拡散して回ることもありますけれども、佐賀県は山口県から飛び火的にうつった経過を持ちます。そういったことで質問させていただきましたけれども、さらに前回を深掘りといいますか、そういったことを執行部に質問させていただきたいという思いで質問いたします。

野生イノシシは、本県の農作物被害金額の約六〇%を占める有害鳥獣であり、中山間地域を中心に、農作物被害の深刻化が緩むことはない状況で続いております。しかも、次第に被害が拡大していく現場では、県や市町、地元猟友会が協力して、わなや狩猟による捕獲に取り組みされているにもかかわらずであります。

御存じのとおり、私自身も市議のときからイノシシ対策への思いは強く、とても重要な施策と考え、自ら狩猟免許を取得し、猟友会の一員としてイノシシ捕獲活動に従事するなど、基幹産業である農業を守るため、自分ができることとして積極的に携わってまいりました。

近年においては、農作物被害に加え、野生イノシシの豚熱が心配される事案が出てまいりました。岐阜県において、平成三十年九月、国内では二十六年ぶりとなる豚熱が養豚農場と野生イノシシにおいて感染確認され、徐々に国内で広がり、令和四年三月に山口県、同四月には岩手県まで達した次第であります。佐賀県では令和五年八月に唐津市の養豚場での豚熱が発生し、さらに令和六年六月に、同じく唐津市の野生イノシシで豚熱感染が確認されたのは記憶に新しいところであります。

県ではそれを受けて、県内全ての養豚農家が飼育している豚に対するワクチン接種や野生イノシシ豚熱感染が確認されたエリアへのワクチン

散布、さらに狩猟自粛の呼びかけを行うなど、迅速な対応をされた点は、国も、私どもも評価をしているところであります。

特に養豚場で豚熱が発生すれば、現在は発生時に症状のない豚も含めて全頭殺処分とすることになり、飼料やエネルギーの高騰の中、大変な思いを強いられている養豚農家にさらなる大きな打撃を与えることを憂慮してきたところであります。

一方、今年四月に宮崎県都城の野生イノシシで豚熱感染が確認され、国内においても佐賀のウイルス株に極めて近いとの報告があったところでもあります。佐賀県で発生した豚熱は、福岡県を飛び越えて発生したことから、人的要素が極めて大きいと言われております。

同様に、宮崎県も飛び火的に発生しており、狩猟期を終えてからの発生の状況から、私は佐賀県に狩猟登録申請をし、知事の許可の下、狩猟活動をした宮崎県の狩猟者が豚熱ウイルスを伝播したのではないかと考えており、豚熱感染地域の佐賀県においては、狩猟者の往来を制限すべきだったのではと思っております。

これまでのように、狩猟者に対して県内での狩猟自粛を呼びかけるだけではなく、豚熱のような危機に対しては、強制力を持って狩猟者を制限するなどの踏み込んだ措置を行い、県として感染防止への強い姿勢を示すことが重要であると考えております。

特に九州におかれましては、養豚生産地として全国一位を続ける鹿児島県、二位の宮崎県という国内最大の養豚産地を守るためにも、養豚農家へ寄り添う姿勢としても、大切なこととして、強く強く思う次第であります。

ここで、養豚の生産量についてちょっと申し上げます。

令和元年から令和六年までの一年間の平均の養豚数を申し上げます。

佐賀県におきましては七万七千頭です。では、全国的に見ますと、三番目の北海道が桁が変わり、七十万七千頭です。第二位、これが先ほど申し上げました宮崎県で七十五万六千頭です。第一位の鹿児島県、何と百十八万頭なんです。これほど大きい養豚市場が九州の南部にあるわけです。佐賀県で発生したときには、一万頭の殺処分を行いました。ところが、それぞれの状況じゃないようなリスクがあるわけです。

そしてまた、アフリカ豚熱は国内で発生してはおりませんが、世界に目を向ければ、アフリカのみならず、EU諸国や中国、韓国などアジア諸国まで感染が拡大しており、豚熱感染防止における強力な措置を検討することが豚熱を経験した教訓として生かされ、アフリカ豚熱の防疫対策にもつながるものと考えからであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、野生イノシシの豚熱感染拡大に対する知事の受け止めについてお伺いいたします。

令和六年六月から県内において、野生イノシシの豚熱感染が今や佐賀県で九十二例、長崎県で十二例と続いております。豚熱感染が拡大していること、また、狩猟期を終えた今年四月に宮崎県都市で確認された、先ほど申し上げました野生イノシシの豚熱感染について、国のゲノム解析の結果、佐賀県の野生イノシシから採取された株と近縁であったことが報道されております。この一連について知事はどのように受け止めておられるのか、その思いをお伺いいたします。

続きまして、今後の取組方針についてであります。

これ以上、豚熱の感染を拡大させないためには、感染地域と非感染地

域間でとりわけ獣道を共有する狩猟者の往来を制限する必要があり、狩猟者に対して自粛を呼びかけるだけでなく、宮崎県での発生を踏まえ、狩猟者の往来を強制的に排除する必要があると考えるところであります。現在の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、大正六年に制定され、いろいろな改正は行われているものの、豚熱発生を理由に県外狩猟者の狩猟登録を制限するような規定がないということは承知しておりますが、同法の第十二条、「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」、または第五十八条、「狩猟者登録の拒否」、そして第五十九条、「狩猟者登録の制限」など、豚熱を直接うたっていないにしろ非常事態として捉え、捕獲や狩猟に対し権限がある知事として、より一層の踏み込んだ取組が必要と思われまます。つきましては、今後の取組方針についてお伺いいたします。

二問目です。産後ケア事業についてお伺いいたします。

産後ケア事業の全国展開を図る目的に、市町村に産後ケア事業の努力義務を果たすことを定めた「母子保健法の一部を改正する法律」が令和三年四月に施行されたところです。

妊娠や出産、育児は、家族はもちろんのこと、親族にとっても喜びも大きいものでありますが、出産直後の女性にとってはホルモンバランスが崩れたり、生活環境や習慣が変化したりと体調面、心理面の不調が出やすく、特に産後一カ月を床上げ期間と言い、無理をせずにかく休養第一の期間であり、産後六週間から八週間、妊娠前の状態に回復するまでの期間を産褥期と言われており、約十カ月の間、妊娠から出産に向けて変化した身体は、大仕事である出産を終えて大変疲れ切った状態にあり、この時期に無理をすることでいろいろなトラブルの原因ともなり、

人によっては更年期にまで影響が出るおそれがあると言われております。身体が回復されていく大切な時期ですから、しっかりと休養していただく必要があります。

このような大切な時期に対し、出産後の母親に対して心身のケアや育児サポートを行い、出産後も安心して子育てができるよう、市町村が実施主体として産後ケア事業が行われているところであり、議会でも個別に寄り添う事業として成果も報告されているところであります。

産後ケア事業では、宿泊型や通所型、訪問型のいずれかの方法により、産後の母親の心身の状態に応じた相談支援や援助が行われているところでありまます。県内の産後ケアの事業のうち、特に宿泊型や通所型では、市町が事前に契約した地元の産婦人科医療機関で提供される産後ケア事業を利用される場合が多いと伺っております。

ところが一方で、市町によっては産婦人科医療機関がないために、医療機関での宿泊型や通所型の産後ケア事業が実施されないというか、できない旨の話の伺いました。また、産後ケア事業は産婦の住所地の市町が実施するとなつていことから、里帰り先の市町の産婦人科医療機関では産後ケアを受けられないという声も伺ったところでありまます。里帰りは、都市部では減少傾向とのデータはあるようですが、九州や佐賀県においては、母子をいたわる思いは昔から受け継がれていると思っております。実家で養生していただく習慣が残っていると感じており、この習慣を大変喜ばしいことだと思っております。

今、県では、「子育てし大県」として政策を進めていただいておりますが、県内のどこに住んでも支援が必要な方、望まれる方が産後ケア事業を広域的に利用することで、産後も安心した子育てにつながるよ

う県としても取り組んでもらいたいと切に願うところでもあります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、現状と課題についてであります。

今までの議会におきましても、県内市町の産後ケア事業での答弁におきまして、人的現状や施設などの受け皿などいろいろな課題の内容は承知しているところでありますが、現在の状況がどのようなになっているのか改めてお伺いいたし、そして、課題として何があるのかをお伺いいたします。

次に、今後の取組についてであります。

市町によって産婦人科医療機関がないことや、産婦の住所地の市町だけに限らず、県内では里帰り先でも受けられるよう、現状の課題を踏まえ、県は今後どのように取り組んでいられるのかお伺いいたします。

質問の三番目であります。自転車に関する交通ルールの周知についてお尋ねいたします。

昨日の報道によりますと、来年四月には十六歳以上の自転車利用者の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用され、罰金の金額も政府のほうで決定されたとの報道がありました。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が多様な用途で利用する身近な交通手段であり、鉄道やバスなどの交通網が十分に整備されていない県内地域におきましては、比較的平地が多いこともあり、通勤通学はもとより、健康志向での自転車の利用者も多いと感じているところでもあります。

他方で、佐賀県では、人身交通事故が着実に減少してはいるものの、自転車に関係する交通事故の割合は横ばい状態で、自転車利用環境の改

善には至っていないと感じております。そこには、十六歳では運転免許証を所持していないために道路交通法や標識を理解しているというよりも、意識していないのではないかと私は思うときがあります。

そのような中、昨年十一月には道路交通法が改正され、自転車利用者のながら運転や酒気帯び運転の罰則が強化されたほか、先ほど申し上げましたように、来年四月には十六歳以上の自転車利用者の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されるようになっていくところでもあります。

自転車については、百十三種類を超える違反行為に対して反則金の支払いが必要になるとのことです。百十三種類のことを、逆に高校生、免許を持たない人たちが身につける必要も出てくるわけです。

これら改正された道路交通法の内容につきましては、様々なところで周知に向けた広報・啓発が行われていると承知しておりますが、特に通学や遊びなどで自転車を利用する機会が多く、罰則の対象となる高校生には、いまだ携帯電話の使用、そして二人乗りや自転車同士の並走、逆走や歩行者用道路などでの通行区分違反などを見かけたりすることがあり、その内容が浸透していないのではないかと危惧しているところでもあります。

加害者にも被害者にもなり得る可能性のある自転車の交通ルールを理解した安全利用は、将来、自動車や二輪車を運転する際の安全意識にもつながるものであり、特に高校生には道路交通法が改正された背景をしっかりと説明し、交通ルールを守ることが、自分自身や他人の命を守ることにもつながることを理解させていただきたいと強く願い、学校と連携の上、徹底した指導により身につけていただきたいと思います。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、道路交通法の改正に至った背景とその内容について、どのようなものをお尋ね申し上げます。

次に、県内の自転車に関係する交通事故の発生状況とその特徴、自転車の交通違反の検挙状況についてお尋ねいたしますが、本年五月末現在の県内における自転車関係する交通事故の発生状況とその特徴、自転車の交通違反の検挙状況はどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、今後の取組についてであります。

車の免許を取得するときには、自動車学校で十分に交通規則や道路標識などを行き渡らせることができますが、自動二輪や車の免許を持たない十六歳の高校生に対する自転車の交通ルールの周知のため、県警では今後どのように取り組んでいられるのかお伺いいたします。

あわせて、教育委員会さんのほうにも学校としてどういうふうな方向でというふうなこともお尋ねしようと思っておりますけれども、まだやっつきう、そういった内容が報道されただけであって、しっかりとした内容がまだ県警さんのほうにも来ていないということで、県警さんのほうからまだ県のほうもいろんなことをお伺いされていないということとで、今回は県警さんだけの質問とさせていただきます。

以上、三問の質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

◎山口知事 登壇 野田勝人議員の御質問にお答えします。

野田議員から、多門市納所のビワについてお話がございました。私も納所のビワは、まさに濃厚な味、深い味でありますので、私は日本随一

の味だというふうに強く思っております。

豚熱対策についてお答えします。

まず、県内における豚熱の発生状況ですが、野田議員からお話がありましたように、令和四年だったと思いますが、山口県で野生イノシシの豚熱発生というものがあって、九州に近いなと思ったことを覚えております。そして、唐津市の今坂の土砂災害の翌月、令和五年の八月だったんです。唐津市で二つの養豚場で豚熱が発生しました。県では八月二十九日の一例目の疑い事例の確認後、私を本部長とする対策本部を速やかに立ち上げまして、直ちに約五百頭の豚の殺処分などの防疫措置に着手いたしました。そして、その翌日の三十日には、近隣の養豚場から新たな二例目となる疑い事例が発生したわけです。特にこの二例目は約一万頭という規模になりました。自衛隊など、関係機関の協力を得て殺処分を進めて、九月二十日に無事封じ込めが完了いたしました。しかしながら、この一万頭の中には大変大きな豚もおりまして、これが議員がおっしゃるように九州のほうに広まってしまったらどうしようかということで、何とんでもこの二カ所で抑え込まなければいけないという緊張感を思い出します。

そして、この豚熱の発生を受けて、国が九州七県を豚熱のワクチン接種推奨地域に設定したわけです。そして、これは現在に至るまで、養豚場での豚熱拡大防止に向けて、このワクチン接種は展開されております。

そうした中で、野生イノシシの豚熱感染の広がりというのが見られたわけでありまして、佐賀県においても令和六年六月ですから、豚熱発生の翌年ですけれども、議員がおっしゃるように、唐津で野生イノシシの

豚熱感染が確認されました。そこから九十何例ということで続いていくわけですが、そうしたことで、県では養豚場への感染を防ぐことを目的に対策を講じることといたしたわけであり、それが野生イノシシの対策と養豚場の対策と、この両面から養豚場への感染防止対策を展開いたしました。

野生イノシシの対策としては、経口ワクチン散布のほかに、野生イノシシの追跡検査やわなでの捕獲などを行っております。そして、養豚場の対策としては、豚熱ワクチンの接種をはじめとして、イノシシの侵入防止柵の設置、養豚場へ往来する人や車両の消毒の徹底、農場内での人の衛生対策の徹底、そして獣医師による巡回衛生指導などを行っているわけであり、

県内では今、九十二に二足されて九十四例であります。ということで、これをどう見るかですけれども、年間、約二万頭ぐらい捕獲しておりますから、それなりに小さいといえれば小さいというふうにも評価はされるのかなど。野生のイノシシがどのぐらいいるかというのは定かではありませんので、というところはあります。ただ、抑え込んでいる状況なのかなど。豚熱自体は豚舎では発生していないところを見ると、それなりの評価はしてもいいのかなと私は思っております。

こうした様々な努力の結果、現時点では養豚場での豚熱の発生を抑え込むことができていると思っております。特に野生イノシシに対する経口ワクチンの散布には、佐賀県の猟友会にも御協力をいただいております。その対応には大変感謝をしております。

九州各県の養豚場でも佐賀県と同様の取組が進められておりまして、九州全体にとってみても、現時点では養豚場での豚熱の発生は抑えるこ

とができているものと考えております。それでも何といたっても、野田議員がおっしゃるとおり、養豚場で豚熱が発生すれば養豚農家に大きな打撃を与えることとなりますし、今、特に南部九州が大きな産地だということは言をまたないところであります。

県としては、養豚場での豚熱の発生を防ぐことが最大のミッションであります。引き続き様々な関係者の皆様と協力しながら、養豚場で豚熱が発生しないよう、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

お話がありました宮崎県を含めた県外狩猟者との関係ですとか今後の具体的な取組につきましては農林水産部長からお答えさせていただきます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、野生イノシシにおける豚熱対策のうち、これまでの取組と今後の取組方針についてお答えいたします。

県内の野生イノシシの豚熱感染が確認されたのは、現時点におきまして唐津市、玄海町、伊万里市、武雄市、大町町、多久市の四市二町で、先ほど知事が申しましたとおり、昨日までに九十四例となっております。陽性事例を確認した場合は、その都度、全ての養豚農家に対して情報を共有し、衛生管理の徹底を呼びかけております。

また、経口ワクチンの散布につきましては、初めて発生した地点の半径十キロメートル圏内から徐々に拡大し、本年四月からは非感染地域も含めまして県内全域での散布に取り組んでおります。

さらに、野生イノシシにおける豚熱感染の検査は、令和四年度に三百四十九頭、令和五年度に四百九十四頭、令和六年度に六百九十一頭と、年々検査を強化しており、本年度は令和四年度の二倍となる七百頭を目標に取り組んでおります。

狩猟者はウイルスとの接触リスクが一般の人よりも高いことから、狩猟期に入る前に、県内外の狩猟者に対して県のホームページですとか、文書を通じて、車両や狩猟器具の消毒の徹底、感染確認区域内での狩猟自粛の呼びかけを行っております。

県外狩猟者だけを対象として往来を制限するような法的措置は難しいものの、本県での狩猟自粛要請により、県外の狩猟者登録数は令和五年度と令和六年度を比較してみますと、百五十二人が百五人と四十七人減っており、県の自粛要請により、一定の効果があつたものと考えております。

今後は、県猟友会や関係者の協力を得ながら、福岡県境や長崎県境への経口ワクチンの散布を増やすことや、特に議員が問題とされている県外の狩猟者に対しては、まずは来県の自粛や、来県の場合は衛生対策の徹底について直接メール等で注意喚起を強化するなど、これまで以上に豚熱の蔓延防止対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎宮原男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、産後ケア事業につきまして二点お答えをいたします。

一点目は、現状と課題についてです。

産後ケア事業は、議員から御紹介もありましたとおり、出産後の体への負担が大きく、育児への不安も抱えがちな時期の母親に対しまして、休息できる機会をつくったり、助産師など専門家へ相談をいただきまして、体の回復や子育てに関することについて様々なアドバイスをを行う、こういったことなど、母親に寄り添ったサポートをすることで安心して育児に向き合えるよう支援を行うものです。市町において取り組まれて

いる事業です。

出産後の母親が、適切なケアを受けることで、産後の体が回復し、心の安定をもたらし、産後鬱や育児のストレス、こういったことの予防にもつながると言われており、産後ケアの取組は大切なことだと認識しております。

市町において実施されておりますこの産後ケア事業につきましては、三つのメニューのサービスが提供されております。病院などの空きベッドに短期間宿泊いただく宿泊型、病院などに出向いていただき日中を過ごす通所型、助産師などが家庭を訪問する訪問型です。県内では全ての市町においてこの三つのうちいずれかのメニューのサービスに取り組んでいただいております。

産後ケア事業を利用された方々からは、緊張と不安を抱えながら過ごしていましたが、穏やかなひとときを過ごすことができてまた頑張ろう、子供と出会えて幸せなどと前向きな気持ちになれた、いろいろなことが相談できてよかった、今後も相談できるといった声を伺っているところでございます。

議員から、ケアを提供する人的な状況、また、受け皿のお話がありました。議員から、訪問型ケアに関わる助産師の状況につきましては、地域による遍在はございますが、市町によりますと、支援のニーズに対し対応はできているという状況でございます。

また、宿泊型、また通所型のケアの受け皿として協力をいただきます。県内の産科医療機関数は年々増えているところでございます。

取組に当たった課題についてでございますが、市町におきましては、サービスの提供に当たりまして、産科医療機関等の御協力が不可欠でござ

ざいますが、市町によっては地域の産科医療機関数の減少によりまして、宿泊型、通所型のサービスを受託いただける受け皿が不足しているというところ、特に受託いただける医療機関が地域の中になく市町におきましては、地域外の医療機関との調整にかなり負担を感じていらっしゃるなどがございます。

続きまして、二点目の今後の取組についてでございます。

県といたしましては、先ほどの課題も踏まえまして、地域における産科医療機関の受け皿不足や市町の調整の負担を解消いたしまして、産後ケアの事業の取組がそれぞれの市町でさらに進むよう、現在、各市町との協議や産科医療機関からの意見を伺うなど調整を行っております。

また、産科医療機関がない市町や、議員から御紹介のありました里帰り出産の場合でも、県内の市町を越えて産後ケア事業を利用していたりけるよう、市町への意向調査なども始めております。

引き続き、産後ケアサービスを提供される産科医療機関と各市町の意向を確認しながら、受け皿の拡大や県内の市町の区域を越えたサービスの提供に向けて関係者間で協議など進めてまいります。

産後ケア事業が県内全域に広がり、県内の望まれる場所でケアを受け、お母さんが家族と一緒に楽しく子育てに向き合えるよう、産後ケア事業の取組を支援してまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇 Ⅱ道路交通法の改正に至った背景とその内容についてお答えします。

近年、国民の意識やライフスタイル等の変化に伴い、自転車利用のニーズが高まっている一方、全国的には自転車に関する交通事故は増

加傾向にあるなどの情勢を踏まえ、昨年十一月、自転車の交通事故防止のための所要の規定の整備を行うことを目的に道路交通法が改正されたところであります。

その主な内容は、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定の整備、十六歳以上の者の運転する自転車等による信号無視や一時不停止、携帯電話使用等の違反行為について、交通反則通告制度の対象とするための規定の整備等を行うこととするものであります。

このうち、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定については、昨年十一月から施行されております。また、自転車等に対する交通反則通告制度については、令和八年四月から施行されることとなっております。

県内の自転車に関する交通事故の発生状況、自転車の交通違反の検査状況についてお答えします。

本年五月末現在における県内の自転車が関係する交通事故の発生件数は百八件であり、前年同期比で七件の減少となっております。百八件中、出会い頭が六十三件、左折時が十二件となっており、自転車乗用中の死亡事故は発生しておりません。

自転車が関係する百八件の交通事故について、自転車当事者百十人を見ますと、高校生が二十四人と全体の二二%、中学生が十三人と全体の一二%を占めております。

また、本年五月末時点における県内の自転車の交通違反の検挙件数は十六件であり、前年同期比十四件の増加となっております。このうち高校生の検挙が一件となっております。

今後の取組についてお答えします。

県警察におきましては、自転車に係る交通ルールの遵守を促すため、積極的な指導警告のほか、悪質、危険な違反行為には検挙措置を取っております。

あわせて、街頭キャンペーンや交通安全教室、関係機関と連携した広報啓発活動等を展開しております。

中でも、県内において自転車に係る交通事故の当事者には高校生が多く、議員御指摘のとおり、高校生に自転車に係る交通ルール遵守の必要性を理解させることは重要であると認識しております。

このため、県下六つの高校をマナーアップモデル校に指定し、生徒の交通ルール遵守とマナー向上に取り組んでいるほか、高校における交通安全教室ではスタントにより事故を再現したり、自転車シミュレーターを活用したり、交通事故の危険性を訴える、より効果的なものとするなどの取組を講じております。

また、道路交通法の改正に関しては、昨年十一月からの施行内容は、既に県下の全ての高校に資料を配布するなどしているところですが、来年四月から施行される自転車等に対する交通反則通告制度についても、同様に県下の全ての高校に周知を図ることとしております。

悲惨な交通事故を一件でもなくしていくために、加害者にも被害者にもなり得る自転車に係る交通ルール遵守のための取組は重要な課題であると認識しております。引き続き、県下の各高校をはじめとする関係機関とも緊密に連携しつつ、各種の対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

◎野田勝人君 登壇Ⅱそれぞれに御答弁いただきました。再質問をさせ

ていただきます。

まず、先ほど自転車に対する御答弁をいただきました。私も申し上げましたとおり、恐らく小学校から乗り慣れた自転車の乗り方というのは、自動車学校に通って初めて道路標識とか道路交通法なんかを意識的に頭の中に感じるものだと思います。それだけに、今は免許を持たない方というのは、なかなか意識するところがないというふうに思っていますので、先ほど御答弁をいただきました、これからの取組というところによりしくお願いしますとともに、期待をさせていただくところです。よろしくお願い申し上げます。

それと、産後ケアに関しましては、本当にありがとうございます。市の各課題に対して、ある意味では県のほうでリーダーシップを持って取り組んでいただきながら、進めていただければというふうに思っています。そこもよろしくお願い申し上げます。

再質問は豚熱に対してであります。

知事のほうから、佐賀県での豚熱を抑え込んでいるところは評価をしていると、これは本当に素晴らしい連携といえますか、地元猟友会とか県、あるいはJAさん、関係者、国関係で本当に、国がびっくりするほど、佐賀県の対応はすばらしいという評価をいただいているくらいに、動きが素早かったというところは本当に評価できると思います。

しかしながら、徐々に広がっているということも事実でありますし、何よりも佐賀株に近いやつが都城で発見された、見つかったという――何回も申し上げますけれども、養豚業界のナンバーワン、ナンバーワン辺りの地域で佐賀株が出たという、ここなんです。佐賀でも一万トンの殺処分、大変だったと思います。こういったことが、まだ今

のところ宮崎でも続いている事例があつていないから幸いなことなんですけれども、本来、申し上げましたように、法律の判断といえますか、そこなんです。大正七年に作成されました鳥獣保護法並びに狩猟法という状況では、主に乱獲防止、減少していく、あるいは絶滅していくであろうというところの保護に力を注いでいるところなんです。まさかこういった豚熱なんかの問題、あるいはこれから来るアフリカ豚熱のことなんかはまず想定されなかった時代にできています。

そういった中におきまして、対象狩猟鳥獣の捕獲などの禁止または制限をかけることができる、これは先ほど申し上げました第十二条ですね。「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。」というようなことがうたつてありますし、狩猟登録です。私たちは絶対に狩猟税を払って、狩猟登録を県にするわけです。そして、狩猟ができるようになるわけです。この五十八条、「知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。」、これは例えば免許を所持しないとか免許停止中であるとか、保険に入っていないとか、そういっただけのことです。

五十九条には、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができる。」、いわゆるその他の事情を勘案して、例えば、

佐賀県で豚熱が発生して、鹿児島、宮崎、熊本の間山部辺りというのは非常にイノシシを食べる文化があります。以前も申し上げましたけれども、お正月にはこちらでは、祝いのものとしてブリとかタイの刺身を食べます。それと同じようにお正月にはアユ、三つの県が連なる山間部は正月料理として欠かせないもの、そういうごちそうらしいです。だからこそ、イノブタ系のおいしい肉を求めて、そして山が深くない里山的なところの佐賀県に來られるわけです。

問題は、県内の豚を守るのももちろんですけども、そういった方が土地勘が分からない状況の中に、どんどん山の中に入っていく、ウイルス株を靴につけたり、いろんなところに運ぶという、そういったことを、じゃ、自粛だけで本当にできるのですか。先ほどの答弁は自粛ということだったと思います。自粛は今までもしていた挙げ句の果てに、都城にも佐賀の株が広がったわけです。

だからこそ、緊急時と捉え、あるいは非常時と捉え、こういった制限をこの法律どおりにかけることができないか、この受け取り方、解釈の仕方について、再度そこを質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎島内農林水産部長 登壇 野田勝人議員の再質問にお答えします。

県外狩猟者に対して法的措置を取れないかという趣旨の御質問だったかと思えます。議員お話をされたとおり、鳥獣保護管理法ですとか狩猟法によりまして、県が対象鳥獣ですとか猟法を指定して、感染区域における制限だとか禁止だとかいうことを行うことは可能でございます。

しかしながら、先ほど御答弁申し上げたとおり、本県におきましては、唐津市での豚熱発生以来、様々な対策に取り組み、県内におきまして、

養豚場での豚熱は発生しておりませんし、野生イノシシにつきましても、現時点におきましては、県の北西部でとどまっているような状況にございます。こうしたことから、直ちに法的措置を取り、狩猟の制限禁止をする段階ではないというふうに認識しております。

しかしながら、今後の感染状況等を見ながら、法的措置に関しましては慎重に判断していく必要があるのではないかとというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎野田勝人君 登壇Ⅱ最後、質問させていただきます。

昨日、環境省に私も確認を取っていただきました。取っていただいたというのは、ある方を通じて取っていただきました。この法的といいますが、制限を設けることに関しては、十分に県の権限でできるという御回答でありました。そのためには、県が計画をしっかり立てる、どういうときにこういったものを発動するとか、その計画によって十分できるといような御回答をいただきましたので、それについて県の考えをお尋ねいたします。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ野田勝人議員の再々質問にお答えします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、鳥獣保護管理法におきましては、第十二条ですとか第十五条によりまして、法的措置は可能というふうな認識は当然私どもも持っております。ただ、これまでにこういった法的措置を取った県というのが岐阜県一県だというふうに承知しております。また、そういったこともございまして、私どもとしては、環境省ですとか先進県にお話を伺いながら、どういった状況、どういったお考えで法的措置を取られたかというのでも確認してまいりたいというふう

思っております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君（拍手）登壇Ⅱ皆様こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。

私は五間準備をさせていただいておりますので、通告どおりに一般質問を行いたいと思います。

一番目、佐賀空港へのオスプレイ等配備についてです。

オスプレイ等の駐屯地として、七月九日に佐賀駐屯地（仮称）が開設され、配備が強行されようとしています。あと二十日足らずに迫っています。二〇二三年六月十二日に工事着工となり、県民の強い反対があるのに今日まで進んでおり、これに強く抗議いたします。

県民から説明会を開いてほしいという要望がある中で、九州防衛局は六月十日から四日間の日程で、川副、東与賀、諸富の三地域、六カ所の校区自治会長には説明会をいたしました。ほかの住民への説明ではなく、マスコミも入れないという秘密主義的な開き方です。市内全域、さらには県民を対象としての説明会を開くべきではないでしょうか。

なぜなら、オスプレイ等の配備がされると、騒音、環境悪化など、市民への影響が出てくるからです。さらには低空飛行訓練の区域となる脊振、天山周辺にも影響は大きいと言えます。オスプレイが水陸機動団としての活動をする場合も、県西部方面の上空を飛行して佐世保に行きま

す。改めて県内各地での県民説明会を開くべきではないでしょうか。防衛局に開催を求めるか、それが駄目なら県主催の説明会を開くべきですか。いかがでしょうか。

次に、オスプレイの危険性についてです。

私たち県民がオスプレイ等の配備に反対と心配をしている理由の一つは、危険性が強いという点があります。オスプレイは製造段階から事故が多発し、死亡者も出ました。その後も事故が多発しています。佐賀県が配備要請を受けた後も、米軍オスプレイは二〇一六年十二月、沖縄県名護市で墜落、大破、その後もオーストラリア、シリア、ノルウェー、アメリカ・カリフォルニア、オーストラリア、屋久島沖で死亡を含むクラスAが八回、二〇二二年と二〇二三年の二年間では四回も大事故が起きています。陸自オスプレイは、二〇二四年十月に与那国島で接触、機体が大破し、修理費の見積もりが五億六千万円にも上るといふ事故になっていきます。スタートボタンの押し忘れという初歩的ミスもあります。クラッチの不具合やナセル内のエンジン翼の金属片問題等があり、ギア破損の原因はいまだに不明です。そのほとんどは操縦士に責任があるとされています。知事はこのような事故の多さについて、どう受け止めているのでしょうか。

また、公表される事故原因については曖昧だと感じる点もあります。ギア破損の原因等、もっと明らかにさせるべきではないでしょうか。そうでない、県民は不安でいっぱいなんです。私は、オスプレイの飛行を認めたくありませんが、今後、オスプレイが佐賀県上空を飛行する場合、県民の多くは不安を持っています。飛行計画、訓練計画を事前に明らかにしてもらえるのか、早朝八時前や夜間十時以降に飛行はしないと約束できるのか、学校や保育園、幼稚園、病院等の上空は飛行しないと確約できるのか、昼間の飛行でもテレビの音や会話の音が聞こえないような騒音があるのではないか、そういう声が出されているんです。低空飛行や佐世保に向かう県西部方面からも不安は出ています。運用計画は

守られるとお考えでしょうか、どう認識し、どう対応していくのでしょうか。

次に、台湾有事についてです。

昨今、台湾有事という言葉が政府やマスコミ報道で頻繁に使われています。政府は二〇二二年の安保三文書に基づく敵基地攻撃体制を構築しようとしています。その一環として、九州各地で行われている日米合同演習に必ずや陸自オスプレイが加わることでしよう。台湾有事とあられる中で、佐賀駐屯地（仮称）もより強靱化されることにつながり、攻撃の対象になったりするのではないのでしょうか。

先頃、アメリカと中国の経済に関する話し合いが友好的に行われたことです。今、有事に向かう状況ではないことは双方分かっているのではないのでしょうか。国会でも、日中友好議員連盟も石破首相をはじめ、中国を訪問しています。殊さら台湾有事にあおられることは、かえって危険な方向に向かうのではないのでしょうか。知事は、台湾有事が現実的に起きると思っておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、原子力行政についてです。

一つは、乾式貯蔵施設についてです。

使用済み核燃料の搬出予定地である青森県の六ヶ所再処理工場は、お聞きのとおり、一九九三年の着工後、二十七回の完成延期を繰り返して、三十二年たっても完成していません。そのため九州電力は、使用済み核燃料を貯蔵する乾式貯蔵施設の設置工事を去る五月十九日に着工しました。二〇二七年度から運用すると思いますが、これが完成すると、玄海三、四号機稼働により発生する毎年約百体の使用済み核燃料は二〇三八年分まで保全できると九電は試算をしているそうです。使用済み核燃

料がこんなに増えていくことを知事はどのようにお考えでしょうか。

次に、除染土についてです。

二〇一一年三月十一日の東日本大震災に伴う福島原発事故は、立地県である佐賀県民にとつてもよそごとではありませんでした。さて、事故後の福島県内の除染作業で剥ぎ取った除染土は、福島の大熊町と双葉町にまたがる中間貯蔵施設に千四百万立米が保管されています。その除染土をどこに搬出されるのか、県外に搬出されるというものの、定かではありません。

今年の三月十一日、読売新聞が全国の知事に受け入れるかどうか意向調査を行った結果を掲載しておりましたが、条件次第で検討すると答えたのは五県にとどまりました。また、別の五県は受け入れる意向はないとのことです。佐賀県の山口知事は無回答だったとして掲載されていませんでした。山口知事は、私のいわゆる核のごみに関する質問のとき、これ以上新たな負担は受け入れる気はないといった答弁をされましたので、きつとそういう立場なのだろうと思っておりますが、なぜ意向調査に回答されなかったのか、御答弁をお願いいたします。

次に三つ目、食料自給率の向上及び今後の米生産について、いわゆる米問題です。

昨年夏、米不足が発生したとき、政府は米価の安定策も取らず、備蓄米の放出もしなかったことから、今年もまた米不足と価格高騰が起きています。前農水大臣の失言が国民の怒りをさらに広げ、辞任、後任の小泉農水大臣が備蓄米を約二千万円で放出し、足りないなら輸入を口にするなど、連日のように小泉米劇場がテレビでも流されています。しかし、政府が国民のために仕事をするのは当然のことであり、ちやほよもては

やすものではありません。主食となる米を輸入に頼るのは食料安保の観点からも危険だと思います。備蓄米は、一旦何か起きたときのために政府が買い上げ、蓄えてきたものです。米年間需要七百万トンと言われていることを思えば、目先の対応だけに終わってはならないことは明らかです。

そもそもお米の高騰は、需要量よりも二〇二三年産米が四十四万トン不足したことにあります。米消費の減少を前提にして政府が必要に見合うぎりぎりの生産計画を立て、農家に減反を押しつけてきたこれまでの自民党政権によるものです。一時期、民主党政権になったとき、私も日本共産党が求めてきた所得補償制度が実現し、十アール当たり一万五千円が保障されましたが、安倍政権によって半減し、二〇一八年には全廃となりました。事実上、米農家から一千五百億円もの所得がなくなつたと言われています。価格を市場任せにしたことから、六十キロ二万円台だった生産者米価が、近年は一万円そこそこに落ち込んでいます。これでは生活できないと悲鳴が起きて、全国的には二〇〇〇年に百七十五万戸だった農家は三分の一の五十三万戸に減りました。佐賀県ではどうかというと、二〇〇〇年に四万一千百三十五戸だった農家が、二〇二〇年、令和二年の統計では一万八千六百四十五戸へ実に四五%に減少している危機的な状況です。

お米に限らず、ほかの農産物も輸入自由化による価格競争が日本農業、佐賀農業を大きく衰退させてきています。その場だけの対応で何か手を打てばいいということではなく、安心してお米を作り、営農ができるよう抜本的転換が必要ではないでしょうか。

私たち県民消費者は、佐賀県が誇る「さがびより」、「夢しずく」、

ヒノヒカリ、次からは「ひなたまる」も登場するようですが、そういうお米を五キロ二千円台から三千円台で買えて、安心・安全の佐賀の食生活を送りたいと願っています。パンや麺類を食べたとしても、お米にかなうものはありません。やっぱり食べたい日本のお米、おいしい御飯は佐賀のお米、このことに尽きると思います。有明海のノリや青菜の一夜漬けなどでほかほか御飯をいただく、そんなひとときの幸せを味わいたいのです。他県から引越してきた人がよく佐賀は食べ物がおいしい、お米も、新鮮な野菜に魚介類が魅力的だ、佐賀に住んでよかったと言います。その言葉を聞くと、我が意を得たりとうれしくなります。

今、農家の方は国の農業政策に対して信用していないとの声を耳にいたします。くるくる変わる猫の目農政によって苦しい思いをしてきたからです。一部には、食糧管理法のような制度を望む声もあります。今こそ増産に転じ、所得補償の制度と米の買い取りの仕組みを整えるなど、農家が安心して米作りに励めるようにすべきです。

そこで、知事に質問しますが、生産県佐賀として自給率のさらなるアップのために農家が安心して農業ができるよう国に働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、農林水産部長に質問します。

農家への米の仮渡金の現状、これはどのようなになっているでしょうか。次に、佐賀県において、米の生産に今後どのように取り組んでいくのかお示しく下さい。水田農業振興対策の強化として、米の増産や生産意欲の湧く農業所得についても位置づけてほしいのですが、いかがでしょうか。

以上が、食料自給率の向上と今後の米生産についての質問です。

次に四番目、生活保護行政についてお聞きします。

米価高騰の下で私たち国民の暮らしはますます大変です。働く人が、物価高騰を上回る、生活できる賃金をという声が上がっています。また、年金暮らしの方からは、マクロ経済スライドではなく、物価に見合った年金をの声も上がっています。

こういうとき、生産手段を持たず、生活保護を受給している人たちは本当に困っておられます。これまでも私は、生活の相談や生活保護を受給したいという人たちの思いをお聞きしてきました。コロナのときなど、給付金をもらうときもありましたが、日頃の暮らしをまともにしていくためには、削減された保護基準を元に戻して、物価高騰に見合った基準に引き上げてほしいというのが願ひなんです。

そこで、改めて質問いたします。

一つ、生活保護についてです。

最近三年間の生活保護の受給状況で、県全体で受給世帯や人数、保護費額、どのようなになっているのかお示しく下さい。

次に、保護基準額については、物価高騰の折、引き上げを求めているのですが、どうお考えでしょうか。

次に、生活保護を受給している人たちは、高齢になったり、体調が悪くて働けないという人もおられます。これからの本格的な暑さに体がついていけないと困っておられます。最近ではエアコン購入も認められているものの、エアコンをつけるのと光熱費がかさむのは明らかです。熱中症対策としてエアコンの使用がテレビなどで呼びかけられているのに、利用を我慢して体調が悪くなった、そういったお話もお聞きます。夏季加算をぜひ国に求めていただきたいのです。いかがお考えでしょうか。

また、冬季加算も同様です。

次に、加算の認定漏れについてです。

昨年十二月にテレビで放映された生活保護に関する番組で、各種の加算が漏れている実態があると知りました。もつとよく知りたいと思い、日本共産党の国会議員とも連携し、国会質問にも取り上げてもらい、佐賀市にも申し入れを行いました。ある保護世帯の方が該当する加算があるはずなのに加算されていなかったとお聞きしていたからなんです。

ここにパネルがあります。(パネルを示す)これが加算に関する状況です。障害者加算、それから妊産婦加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算、こういった幾つかの加算があるんですが、生活保護の基準にプラスしてこういったものが加わっていくわけです。

二月の県議会でこういったことを基に委員会でも質問したところ、県内全域でも調査をしてみようことになりました。先頃、結果がまとまったようです。県内にも加算漏れがやっぱりあったということなんですけれども、改めてお聞きしますが、県内の加算漏れの実態についてお示ください。それについての支給漏れの分全員に遡って支給できたのか、併せてお答えください。

次に、受給世帯とお話をする、支給額の内訳が分かりにくいというふう言われます。世帯ごとに内訳が違うし、年齢によっても違うし、状況によって加算の有無、先ほどお示したような加算の違いもあるんです。今回のような加算漏れを起こさないためには、保護費支給の際に、世帯ごとに支給明細書を渡していただきたいと思えます。ぜひお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、教育行政についてお聞きいたします。

一つは教職員の働き方についてです。

子供たちの学ぶ場の環境整備のためには、先生たちの働き方をよりよくしていくことが大事です。教員の働き方については健康管理の面から問題だとこれまでも指摘してきました。

このほど国会では、改正給特法が可決され、附帯決議も可決されました。本来、教師の仕事は子供の学習権、発達権の保障のために奉仕するものです。だからこそ、教育実践の自由と自律性が尊重され、教師としての学習や研修が保障されなければなりません。さらにいえば、そうした専門性を発揮するためには残業はなじまないと思います。しかし、現実にはそうならず、長時間過密労働の下で実践の自由や自律性、やりがいや疲弊していくのではないかと言わざるを得ません。

給特法については、月当たりの時間外勤務を四十五時間から三十時間に引き下げることがあるものの、持ち時数削減のためにも教員を増やす定数改善はどうなっていくのか、新たな主務教諭の導入がどうなるのかなど、多くの疑問を呼んでいます。

全国的に意見が出されたため、教諭の賃金は下げないということになりました。しかし、具体的にはどうなっていくのか、法的拘束力のない附帯決議が尊重されていくのか、県内の学校現場からの不安の声もあります。

そこで、教育長に質問いたしますが、この改正給特法についてどう受け止めておられるのでしょうか。

次に、新たな職、主務教諭の設置については地方公共団体の任意設置となっています。校内の職層が縦に連なることで職場の雰囲気が悪くな

るとの懸念もあり、協力よりも分断になりやすいのではないかと声も聞かれます。県教育委員会としては独自に導入見送りなどの判断をしてももらいたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、教員の配置についてです。

毎年、未配置状況についてお聞きしておりますが、改善にどのように取り組んでいるのか知りたいからです。しかし、今年は昨年よりさらに厳しいのではないかと思います。

そこで、令和七年度の未配置はどのようになっていのでしょうか。また、未配置の際にカバーをしている職員への手当はどのようになっているのか明らかにしていただきたいと思っています。

次に、採用試験についてです。

近年、教職員課程の履修生の数はかなり減少傾向にあるのではとされています。佐賀でも二百人の募集に対して百八十人の受験とのことですが、倍率が下がっている原因についてどう考えておられるのかお答えください。

私は、教師の長時間労働等による魅力の低下と相まって働きがいが増少し、教師志望者の減少、つまり教師不足、未配置というように、負のスパイラルが起きているのだと思えてなりません。その抜本的解決が求められていると思います。先生の仕事をきちんとできるようにすることが大事です。

職員の週の持ち時数の上限をきちんと決めて、授業の準備時間をつくる、それによって子供たちの学習への興味関心も高め、先生と子供が触れ合う時間をつくるのが教員としての喜びだと思います。教員の週の持ち時数についてどうお考えでしょうか。

次に、給与の問題です。

隣に福岡県という給与水準の高いところがあり、佐賀県へ教員不足の影響が出ていると何度も指摘してきました。福岡と同等か、せめて九州二番目の給与に引き上げていくべきではないでしょうか。

本県では一般労働者の賃金が、山口知事の発言により九州二番目になるくらいに頑張っています。教育分野でもその努力を求める次第です。いかがでしょうか。

以上、一回目の質問を終わります。

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後二時四十六分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

武藤明美君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤明美議員の御質問にお答えします。

佐賀駐屯地へのオスプレイ配備についてお答えします。

県民説明会についてどう考えるかということでございました。

佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、この十年間、一つ一つ丁寧に対応してまいりました。例えば、平成二十九年五月には論点整理素案を公表させていただきました。この検討には約三年半かかっております。内容は多岐にわたっておりまして、飛行に伴う騒音、排気ガスによる大気への影響から生活環境への影響、下降気流や電波等による漁業、農業への影響、さらにはバルーン大会、水鳥への影響に至るまで、様々な観点から説明させていただいていると思っております。

また、漁協への要請や説明、県議会での議論、討論、定例会見、ぶら下がりなど、常にオープンにしてまいりました。そして、令和四年十二月には防衛省との共催で県民説明会も開催させていただきました。説明会の開催に当たりましては、防衛省、佐賀市、県、それぞれにおいて役割があります。そして、役割に伴って対応を行うということであると考えております。

続きまして、オスプレイの安全性についてお答えします。

飛行の安全は何より大切です。ただ、何事にも一〇〇％安全ということとはなく、安全性は常に追求していかなければならないものです。そして、常に絶対の安全はないという気持ちを持ちながら、真摯に向き合っ

ていくことが大切です。事故などが発生した場合に大事なことは、原因やその対策を確認することです。

これまでもその都度、防衛省に対し、徹底した原因の究明と、その情報を開示するよう求めてまいりました。今後も安全性に関する疑問や不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認していきたいと考えています。

事故原因の究明や運用計画の遵守などにつきましては、政策部長から答弁させます。

続きまして、いわゆる台湾有事についてお答えします。

国際社会は、昨今の諸情勢を考えますと新たな危機の時代に突入し、我が国を取り巻く安全保障環境も大変厳しい状況と認識しています。そうした中、中国は台湾に平和的な方針を維持しながらも、武力行使の可能性は否定しておらず、台湾周辺での軍事活動も活発化し、国際社会全体の不安も高まっていると認識しています。

このような国際情勢に鑑みれば、台湾有事の蓋然性はゼロではなく、その可能性を考慮に入れなければならない状況だと私は認識しております。いわゆる台湾有事は決して起こってほしくはないし、世界で紛争がなくなってもほしいと願っておりますが、あらゆる状況に備えておくことはとても大切なことだと私は認識しています。

続きまして、原子力行政についてお答えします。

乾式貯蔵施設等についてはですが、原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本的方針です。九州電力はこの方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後には再処理工場へ搬出するとしています。

今後とも、玄海原子力発電所の使用済み燃料の再処理工場への搬出に向けた取組を注視してまいります。

核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それがきつちりと責任を果たすべきです。国に対しては今年五月にも政策提案を行い、国が責任を持って核燃料サイクルを進めていくように強く申し入れを行いました。今後も機会を捉えて求めてまいります。

続きまして、いわゆる除染土についてお答えします。

武藤議員からアンケートへの回答で無回答というふうに言われましたけれども、無回答ではございません。その選択肢を選ばなかったわけでありまして、私は国全体としてどう向き合うのか、国が責任を持って処方針を示していただきたいという文章でお答えをいたしました。それを無回答とされたのかはちょっと分かりませんが、というのが事実であります。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故で甚大な被害を受けた福島県では、汚染された地域の除染などが進められ、その結果、避難指示区域などの解除も進み、生活環境や交通基盤が整備されるなど、一部では着実に復興が進んでおります。

しかしその一方で、除染のために除去した大量の土壌は今も福島県内の中間貯蔵施設に保管され続けているわけでございます。これまでエネルギー政策に協力して、消費地に電力を供給してきた福島県のこの現状については、国全体でしっかり向き合っていくべきことだと思います。福島県の負担を減らすために国全体で何ができるのか。こちらは国がリーダーシップを取って進めるべきと考えています。

続きまして、佐賀県の食料自給率の向上についてお答えします。

農業は佐賀県の基幹産業でありまして、我々の誇りであります。佐賀県には食料の安定的な確保が求められた時代に、佐賀段階、新佐賀段階により単位当たりの収量が日本一になるなど、米作りに力を入れてきた歴史もございます。

その後もこうした米作りを基本に、麦や大豆などを組み合わせ、生産性の高い水田農業を展開してきました。こうした結果、佐賀県のカロリーベースの食料自給率は九九%ということで、西日本では最も高い県となっております。私は常に申ししておりますけれども、北海道、東北、九州は我が国の食料安全保障に大きく貢献しているところであるというふうに考えておりますし、今回の政策提案、種々いろんな方にお話しさせていただきましたけれども、食料安保を支えているこの地方を大事にすることは、地方を大事にすることのみならず、この国そのものの保障をすることだということを国民全体で認識するようにしてほしいという話もさせていただきました。

食料安全保障の重要性がうたわれる中で、苦勞して食料を生産し、我が国を支えているのは生産者であり、地方であります。今後、整備の進んだ水田や大規模な共同乾燥施設を活用するとともに、農地の集積、集約を進め、米や麦、大豆を中心として水田を活用し、生産性の高い農業を引き続き展開することで食料自給率の向上にもつながってまいりたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、オスプレイの安全性につきまして二項目お答えいたします。

まず一項目め、事故原因についてです。

知事からも答弁ございましたが、これまでも事故などの情報に接した

際には、その都度、防衛省に対し、徹底した原因の究明とその情報の開示を求めてまいりました。そして、防衛省から事故原因等の報告を受けられる際には、疑問点をその場で確認し、必要に応じて、より詳細な情報提供を求めたり、さらなる検証を要請したりしてきました。

オスプレイにつきましては、機密性の高い防衛情報もございますことから、県がオスプレイの具体的なシステムに踏み込んで研究することや責任のある知見を持って発表することは困難ではないかと考えておりますが、そうしたこともありまして、県としましては、オスプレイの事故に関して防衛省の説明がしつかりなされているか、また不合理な点はないかなどについてきちんと確認し、結果を公表していくことが重要であると考えております。

今後も、オスプレイの安全性に関する疑問、それから不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認をしてまいりたいと考えております。

次に二項目め、運用計画の遵守についてです。

運用計画につきましては、論点整理素案の公表の際に県として確認してまいりましたが、今年二月の公害防止協定に基づく事前協議の際、防衛省から提出された運用計画では離着陸回数や訓練空域、騒音・大気への影響などが改めて示されておりますが、これまで防衛省が説明してきた内容と矛盾がないことは確認をしております。

そして、来月から始まる駐屯地の運用に当たりましては、駐屯地、それから佐賀空港事務所、航空管制等の現場レベルにおいても随時調整等を行うこととしております。あわせて、周辺住民の生活に関わる夜間訓練等につきましては、きちんと情報提供を行うよう防衛省に求めていくこととしております。

県といたしましたしましては、駐屯地開設後もこれまで防衛省が説明してきた内容と矛盾やそごがないか、丁寧に確認をしてまいりたいと思っております。私からは以上です。

◎種村健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、生活保護行政についてお答えをいたします。

まず初めに、生活保護費についてですが、ここ三カ年の県全体の受給世帯数、受給者数及び保護費の推移についてお尋ねがございました。県全体の受給世帯数、受給者数、保護費について、それぞれ令和四年度、令和五年度、令和六年度の順に申し上げます。

受給世帯数は六千二百九十三世帯、六千二百四十二世帯、六千二百九十九世帯でございます。受給者数は七千三百七十五人、七千二百九十八人、七千二百三十三人でございます。保護費でございますが、約百二十八億円、約百二十七億円、速報値で約百二十四億円でございます。いずれも傾向としては微減ということでございます。

続きまして、保護費の引き上げについてですが、基準額の引き上げを国に求めているかどうかという趣旨のお尋ねだったかと思っております。

生活保護費、これは国におきまして、令和五年十月に基準が見直されております。ただ、これは令和元年の消費実態を反映したものでございました。これに加えまして、物価高騰を含む社会経済情勢を踏まえて臨時的、特例的な対応といたしまして、令和五年十月から一人当たり月額千円の特例加算を支給するような見直しが行われまして、これの特例加算額が今年十月からは現在の千円が千五百円に増額をされることになっております。この特例加算による増加額は、夫婦と子供一人のモデル世帯数の保護費が月額で約十四万円ですけれども、これの約三分でござ

います。一方、令和元年と比較した令和六年における一般低所得世帯の消費支出、これは約一二％上昇しております。このことを考えますと、特例加算では物価高騰に十分対応できていないのではないかというふう
に認識をしております。こういうことから、生活保護基準を物価高騰に見合った数字にするようにということで、今年五月に国への政策提案を行ったところでございます。

続きまして、夏季加算の新設についてですが、新設を国に求めてはどうかということでもございました。

議員からお話がありましたように、物価高騰の中で電気代を節約するため、夏場にエアコン使用を控える方もいらっしゃるということは聞いております。熱中症を予防することからいけば、なかなかそれは厳しいので、エアコンの稼働はやっぱり必要なだろうなというふうに思っています。

この件につきましても、今年五月の政策提案で夏季加算を新たに制度化することということ、エアコンの購入費の支給要件を緩和して買い換え費用も支給できるようにすること、この二点について提案をしたところでございます。

続きまして、認定漏れの件でございます。

このたび、障害者加算等認定漏れ等がございましたことは大変申し訳なく、心からおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。

件数でございませけれども、まず、今年一月から二月にかけて、県内の二つの福祉事務所で二十件の障害者加算等の認定漏れ、認定誤り
を確認いたしました。この後、改めて調査をしましたところ、新たに九事務所で三十七件の認定漏れ等を確認いたしました。調査前のものと合

わせますと、合計で五十七件でございます。今回の認定漏れ等が発生したことを重く受け止めまして、チェック体制の強化ですとか、定期的な家庭訪問によって被保護者の状況把握に努めるなど、再発防止の徹底に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、漏れがあった加算について、遡って支給するのかというお話でございました。

認定漏れ等があった加算分につきましては、遡及して支払うこととし、現在手続中の部分は一部でございますけれども、金額ベースでいきますと、大体九七％分の支払いが終わったところでございます。

それから最後に、認定漏れを防ぐための支給明細の配布ということでございました。

今回、認定漏れ等に係る再発防止策の一つといたしまして、県の全ての福祉事務所と認定漏れ等がありました市の福祉事務所に対しまして、希望者に加算の明細を配布すること、このことを受給者にも周知をすること、このことの通知を発出いたしました。認定漏れがなかった福祉事務所も三事務所ございましたけれども、ここにも同内容を周知いたしました。未然防止策として取り組んでいただきますようお願いをしたところでございます。

各種加算に係る明細の配布にしましては、県、市の福祉事務所の職員が集まる会議で意見交換をしてみました。その中では、県全体で三千件を超える件数があつて、これを手作業で行うということになると、例えば、家庭訪問の時間に影響が出るのではないかと、そういう声もありました。それで、国のほうが今年度中に生活保護業務に係る電算システムの仕様を全国統一する予定がございます。こういうことから、国に

対しまして、保護決定通知書に加算の明細を表示できるようにしてはどうかという提案もさせていただきました。

生活保護は、国民、県民の生活を守るセーフティネットでございます。生活保護基準の改善、夏季加算の新設、それから加算の明細の表示、これにつきましては、引き続き国のほうに提案を行ってまいりたいと思います。そして、認定漏れ等の再発防止を徹底し、生活保護制度の適正な運用に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、食料自給率の向上と今後の米生産についての問いのうち、二点についてお答えいたします。

まず一点目、農家への仮渡金の現状についてお答えいたします。

農家が米を出荷した際にJAから農家に支払われるのが仮渡金であり、概算金とも呼ばれております。本県の銘柄米「さがびより」を例にJAさかの過去三カ年の仮渡金の推移を見ますと、六十キロ当たりで令和五年産は一万一千八百円、令和六年産は一万六千六百円、令和七年産は二万三千円と、年々価格が上昇しており、令和七年産は令和五年産の約二倍となっております。

なお、この仮渡金につきましては、これまでではそれぞれの品種ごとに収穫前に提示をされておりましたが、令和七年産につきましては、集荷率の向上を目指して、生産者に支払う最低額をあらかじめ保障する概算金保証額との名目で、農家に例年より早く五月中旬に全ての品目でその金額を提示されております。

次に二点目、米生産の今後の取組についてお答えいたします。

佐賀県ではこれまで、米の需要量が全国的に減少している中、作り過

ぎにより米価が下落することがないよう、国から示される次年度の米の適正な生産量に関する情報を参考にしながら、計画的生産に取り組んでまいりました。

今回の米価高騰を受け、国ではその要因分析や政府備蓄米の放出をはじめとした政府の対応を検証するため、今月五日に石破総理をトップとする「米の安定供給等実現関係閣僚会議」を設置されているところでございます。この中では検証結果を踏まえて今後の米生産の在り方について、短期的、中長期的な対策を検討されることとなっております。

報道によりますと、今後、米の増産や、増産による米価下落に対応するセーフティネットも含めて幅広く議論されていくという見通しでございます。

県といたしましては、国の検討状況を注視しながら、農家の皆さんが将来にわたって意欲を持って米を生産することができる仕組みになるよう、生産県として政策提案などの機会を通して適宜国に働きかけてまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ私からは、教育行政についてお答えをいたします。初めに、給特法の改正についてお尋ねがございました。

今回の改正では、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学
校運営及び指導の促進、そして、教員の処遇の改善が示されております。附帯決議も含めまして、教職の魅力を向上させ、教員を確保するための環境整備に関する総合的な施策として改正されたものであるというふう
に認識をしております。

次に、主務教諭についてでございます。

今回新設された主務教諭は、自治体の判断で置くことができる任意のものでございます。その職務は、「児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う」こととされています。

これを踏まえますと、校内において若手教員の支援や、研究主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターなど校務分掌の中心的役割ですとか、地域とのパイプ役などの業務を担うことが想定されます。

一方で、佐賀県では平成二十五年度から指導教諭を配置しております。これらの業務は現在指導教諭が担っている部分もでございます。

主務教諭につきましては、今後、県内の学校の状況を見ながら検討したいと思っております。また、市町教育委員会からも意見を聞きたいと思っております。

続きまして、教員の未配置の状況でございます。

令和七年五月一日現在で、小学校二十三人、中学校三十七人、高等学校十人、合計七十人の講師が配置できていない状況でございます。

この講師といえますのは、産育休等を取得した職員の代替や、きめ細かな指導のための加配を目的としたものでございます。厳しい状況と認識しております。

次に、お尋ねのありました業務のカバーをしている教員の手当についてでございます。

県教育委員会では、令和七年六月から産育休など休業等を取得した教員の業務を代わりに担った教員に対して、勤勉手当の加算を行うこととしました。加算に当たっては、業務を代わりに行った教員の業務量を学校長が把握し、月ごとに県教育委員会に報告書を提出することとしてい

ます。

新たなこの制度につきましては、学校へ通知をするだけでなく、校長会での説明ですとか説明動画の配信なども行いまして、制度が確実に運用されるよう、周知徹底を図っているところでございます。

次に、採用試験についてでございます。

教員採用選考試験の倍率が低下している要因としましては、採用予定者数を増やしたことで、既卒者層の減少、人手不足などを背景とした民間企業の採用動向の影響などが考えられます。

県教育委員会では、令和八年度教員採用選考試験において、定年退職見込み者数を超えて採用予定数を増やしております。その目的としましては、正規職員の割合を上げることにより、よりきめ細かな指導を充実させること、また、産休や育休の補助者に正規職員を充てていくこととございます。

引き続き、多様な人材確保のため採用選考試験の制度の改善、また、入職後の丁寧なサポート体制など、働きやすい環境づくり、あわせて教員の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、教員の週の持ち授業時数についてでございます。

教員の持ち授業時数の上限は定められておりません。令和四年度学校教員統計調査によれば、教員の週当たりの平均持ち授業時数は、小学校が二十四・一単位時間、中学校が十七・九単位時間、高等学校が十五・四単位時間となっております。小学校で教員が授業にかける時間の割合が多い傾向にございます。

教員が子供たちと触れ合う時間や授業の準備をする時間を確保することは非常に重要でございます。これまで小学校においては、教科担任制

やチーム担任制の導入により、令和四年度と比較すると、減少してきているというふうに思っております。教員がゆとりを持って子供たちと関わり、授業準備の時間が確保されることは教育の質の向上につながりまじ、また、教員が教員でなければできない業務に注力し、やりがいや達成感を感じる場面が増えるということは教員の魅力向上にもつながるものと考えております。

これまでも国に対し、定数改善を提案してまいりましたが、引き続き行ってまいりたいと思っております。

続きまして、教員の給与についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで佐賀県人事委員会勧告を尊重し、給与改定を行ってまいりました。この勧告では民間企業や行政職給料表と均衡が取られたものというふうに認識しております。今後とも、佐賀県人事委員会勧告を尊重した給与改定を行ってまいりたいというふうに考えております。

児童生徒の成長に日々向き合い、学びや成長を支えておられる教員の皆さんは本当に大切な存在でございます。処遇改善や学校の運営体制の充実、働き方改革の取組は大変重要と思っております。これからも進めてまいります。

今回、法改正により、処遇改善が図られますけれども、国会の附帯決議でも求められておりますように、学校における働く環境をもっとよくしていくために、県教育委員会として取り組むべきところをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇 〓それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

ございます。

まず、知事にオスプレイの問題でお聞きしたいと思っておりますが、知事は、説明会を開いてほしいという私の求めに対して、これまでも一つ一つ丁寧に対応してきたとか、あるいは論点整理も行ってきたとかいうふうにおっしゃいましたけど、実際に住民の方たちを集めての説明会というのはそんなに多くなかったんですね。ようやく公害防止協定寛書付属資料が見直された直後に、年末から年始にかけてでしたけれども、本当に年末の押し迫った時期に何カ所かで集めてされた。しかし、今考えてみると、七月九日という駐屯地開設の日にちが決まっています、そこに向かって県民の方たち、「ああ、どうなるんだろう、実際には」というふうな思いがずっと起きてきているわけですね。木更津では五年間の約束で配備されていくことになったときに、直前に木更津市で十五回開いていったということをお聞きしています。このまま佐賀県が住民が求めているような説明会もなくて、七月九日を迎えるとしたら、あまりにも住民の思い、県民の願い、軽視されているんじゃないかと思うんです。本当に丁寧に、今、七月九日を迎える前、あるいはちよつと日にちがずれて迎えた後でも構わないですけども、とにかく七月九日を迎える前にちゃんとした説明会を開いてほしい。特に先ほども言ったように、佐賀市内で多くの人たちが心配しています。

それから、佐世保のほうに向かって飛んでいくときに佐賀県西部方面はどうなのかといったことも、今、西部方面の方たちからも、「わあ、これは大変だよな」というふうな声も聞かれていますね。本当に佐賀県が県民を軽視しないで、県民の思いを大切にするという立場に立って、どうしても住民説明会を開いていただきたいんです。開かない

となれば、これは知事の姿勢が問われますよ。よろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、事故に関してですけれども、これだけ何回も何回も事故の問題を取り上げて、クラスAが多いんだよということも申し上げてきましたけれども、部長はこれからも徹底して開示を求めていくんだというふうなことでおっしゃいましたけれども、夜間の運用計画をはじめとして、その他運用計画、これも遵守していくんだというふうなこともおっしゃったんですが、これは米軍オスプレイのことなんですけど、今年の福岡空港から東シナ海へ飛んだ米軍オスプレイが、学校や幼稚園や住宅地、病院の真上を飛行したんですよ。それは事前の連絡も誠意がなかったと、福岡の人たちからも聞いております。県民のこういった声に果たして応えることができるのか、県としてしっかりと対応すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

だから、そういう不安もあるからこそ、県民説明会は必要なんですよ。知事、ぜひ県民の願いに応えていただきたいし、これまでそういう運用計画が米軍の場合もずさんであったし、本格的に佐賀に来るといふのであれば、私は認めたくないけれども、七月九日を迎えるというのであれば、やっぱりその必要があるんじゃないでしょうかね。

責任問題、危険性の問題から言えば、次に大きな事故が起きたら責任は一体誰が取るのでしょうか。これまでもいろんな疑問について答えてきたとか、いろいろおっしゃいましたけれども、次に大きな事故が起きたら本当に責任は誰が負うのでしょうか。オスプレイは、米国では来年、二〇二六年には生産中止となるわけです。世界ではどこもオスプレイを取り入れておらず、日本だけが買わされたんです。事故が多く、使い物

にならないオスプレイを買わされた。このオスプレイが私たちの佐賀県、この佐賀空港を拠点に飛び回るといふわけです。

日米共同演習でオスプレイが飛んでくる。他県の人からも怖いというふうに言われているんですね。知事は、米国で二〇二六年、生産中止となった、そういった中でも、実際に米国は飛行しなくなったという中で、日本だけ、佐賀空港の駐屯地を基に飛んでいくことをそのまま認められるのでしょうか。知事はそういったときに飛行停止を求める勇気がおありなのか、そのことをお聞かせいただきたいと思っております。

今朝の「しんぶん赤旗」によりますと、佐賀空港への配備を直前にして、六月一日に陸自オスプレイが夜間低空飛行ができる訓練区域を拡大したということが載っております。九州全域に訓練区域を拡大するというものになっているんですけれども、この記事では佐賀の上を夜間低空飛行するとは載っていませんけれども、それが次々に拡大されていくということになっていくのではないのでしょうか。なので、本当に県民は不安でたまらないんです。そういうことはどういふふうになっていくんだろうかという思いを持っているわけですね。

佐賀駐屯地の移駐が完了すれば、本格的に訓練区域も拡大するということは十分予想されます。昨年十月、日米共同統合演習「キーン・ソード」にも陸自のオスプレイは参加をしているわけです。ですから、そういう訓練も佐賀駐屯地に求められてくるということは明らかではないのでしょうか。それについてどんなふうにも思われるのでしょうか。

住民には丁寧の説明しているというふうなことをおっしゃったけれども、二〇二二年の年末の状況を見ると、あれで親切に、丁寧にと、数回しかやらなかったことをそうは言えないというふうにも思うんですけれど

も、そのことと併せてお答えいただきたいと思えます。

それから、原発行政で言えば、三・一一の福島除染土の問題ですけれど、知事が選択肢を選ばなかったというお気持ちだったから無回答だったということは分かりました。しかし、私がいわゆる核のごみの問題で質問したとき、これ以上新たな負担は負わないということをおっしゃっていたいただきましたけれども、それとの関連でどんなふうにお考えなのか。全国全てが対象となるのか、それとも国の責任で国がどうこうするんだと。だから、県としての考えではなくて、国がちゃんと対応するべきなんだというふうなことをおっしゃいましたけれども、その関連で新たな負担は負わないということもはっきりとまたおっしゃったということなんでしようか、そのところがちよつと分かりづらいので、すみませんが、はっきり教えてください。お願いいたします。

それから、食料自給率の向上と今後の米生産についてですが、仮渡金の推移は教えていただきました。農家の方たちとお話をする、本当に一万円台ではどうしようもないというふうな思いで、農家さんがもう農業を続けられないよと、米を作って飯が食えないという形で農業をやめていかざるを得ないということが出てきていたわけですけれども、今年度二万三千円という事で言われているので、もちろんそれぞれに努力もしていただくだらうし、これで少しは心持ちが違うんではないかなというふうなことで安心しました。

ただ、お米を作り過ぎるといふ言葉も出しましたけれど、できればお米は本当に精いっぱい作っていただいて、それは備蓄米に回して、いざというときに他国の援助だとか、また、飼料米という形ででも使えるわけですので、本当に作っていくということが一番大事なことなんじゃない

かというふうに思えます。

知事は、自給率について明確に役割としては分かかっておられるからちゃんとおっしゃったんだけど、今九九%ぐらいをやっているんだというふうなことをおっしゃったんですけど、一〇〇%を超えたっていうわけですよ。北海道とか、青森、秋田、ああいった東北の地域は百数十%、あるいは二〇〇%というところもあるわけです。本当に食料を作って国民に貢献している、食料安保の点からも本当に大事な問題ですので、佐賀県の生産県としてのおいしさは、先ほども佐賀の食はおいしいということをおっしゃっていただいた知人の方の声も御紹介いたしましたけれども、そういう皆さんが喜んで安心して暮らしていける佐賀にしないといけないと思えますので、さらに一〇〇%を超えてもいいという立場でどう思っておられるのかをお聞かせいただけたらと思います。

それから、生活保護の問題は分かりました。本当に努力をしていただきたいし、全国的にも同じレベルの機械を使っていく、あるいは希望する人にはちゃんと明細書も渡すということで、今後、国にもそういうことをちゃんとただすことができるようにという立場で、国にも物を言っていたらというふうな思っておりますが、それについてのお考えを、改めてまたお聞きしたいというふうに思っています。

最後に、台湾有事のことに戻りますけれども、もちろん最終的な備えということをお考えおられる、それは分からないではありません。しかし、今、東南アジア諸国連合、ASEANとかを見ても、やっぱり対話で協力、協調していくというふうな立場に立っておられる国々があつて、東アジアの平和をどう守っていくのかということをお真剣に取り組んでいるときに、やれ、中国と台湾が大変なことになっているというふうにな

らないで、本当に経済の面から考えても中国を大切にしていって、そういうことも必要ではないか。それは現実的に経済界の思いでもあると思いますので、本当に台湾有事、台湾有事という言葉にあおられないで、冷静な対応も取っていただきたいし、そのことのおおりがエスカレートしていくと、佐賀空港も、やれ、強靱化しなくちゃいけないとか、やれ、もっと広げていろんなことに使えるような駐屯地にしなくちゃいけないとかというふうなことになるので、県民の安全・安心、そして、大事な佐賀の食料を守り、安心して暮らせる佐賀を願って、私は御答弁もいただきたいというふうに思います。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地へのオスプレイ配備に関しまして、県民説明会について再度お尋ねがございました。

先ほどの答弁で、防衛省、佐賀市、県、それぞれにおいて役割、そして、その役割に伴う対応を行うということだとお答えしました。もう少し詳しく申し上げますと、防衛省はまさに駐屯地の設置管理者、設置主体でございます。佐賀市は駐屯地が所在する基礎自治体でありますので、市民の生活環境への影響などについてという自治体です。県はというと、佐賀空港の設置管理者でありまして、もう一つ、公害防止協定の当事者でございます。

ですので、令和四年の十二月に有明海漁協さんが付属資料の見直しを決定したタイミングで、この後、さらに協議が進む段階になりましたので、それまで我々がずっと検討していた論点整理素案も含めた様々なものについて説明する機会をつくりまして、議員御指摘の年末に三回行っ

たということなんです。

木更津市のお話もいただきましたけれども、確かに木更津市さんもいっぱい説明会をしております。これはやっぱり市役所がやっているわけがあります。

今、佐賀市さんはまさに自治会を所管しておって、説明を防衛省と一緒にやってされようとしております。私は本当にいいことだというふうに思いますし、七月九日に向けていろいろ自治会長さんはじめ、皆さん方に説明をするという姿勢というのは非常にいいと思いますので、県もこういったことについていわゆる協力をしていくことだろうと思います。ですので、我々とするとは、この後どうなのかということなんです。佐賀空港の問題はむしろこれからだと先ほど答弁もさせていただきました。我々は、県として状況を踏まえながら、状況次第で我々の役割として、それこそ安全の問題だったり、様々な御指摘いただきました、そういうことで、そういうタイミングがあるとしたら、我々とするとは逡巡せずに、そういった説明会といったことにもなるかと思えます。ですので、いわゆるそれぞれの主体の役割に応じた対応をしていくということだというふうに認識しています。

次に、オスプレイの機体がいずれ生産中止になって、そうしたときにどういう対応を取るのかということだと思えます。

私は、これは国の防衛政策ということでありまして、国がこのオスプレイという機体をどのように防衛政策の中で扱うのかということだというふうに思います。我々とするとは、その運用を注視していきたいと思えます。

そして、さらに武藤議員からは、運用を拡大するとか、様々なものが

想定よりも大きくなったときにどうするのかという御下問だったというふうに思いますけれども、これから始まるわけですから、この運用状況というものは県がしっかりと注視して、それに基づいた対応をしていくということだと私は思います。

ですので、国防は大切だというふうにも何度も申し上げておりますが、その上で我々としては地元として言うべきことはあるのかと思います。ただ、こうした場合はどうしたのかということではなくて、一つ一つ今まで防衛省とは信頼を積み重ねてきたので、これまでしてきた約束どおりになっているのかということ、この運用状況に踏まえた対応をしていくということだろうと思います。

続きまして、水田農業についてお尋ねがございました。

まさに令和四年で九九%なんですけれども、もっと多くてもいいと思います。実際、当該年は北海道は二一八%、秋田は一九六%ということでありますけれども、私が危惧しているのは、じゃ、この北海道と秋田県、我々なんかよりもよっぽど人口減なんです。秋田とか大変な状況になっております。そして、こういった食を支えている県がこんな人口減で支えられていくんだろうかという危惧があるから、本当に衆議院の数も減っていますけど、むしろ北海道、東北、九州がしっかりと力を持ってやっついていかないと、この国自体の未来に大きく影響するということなのでございます。

ですので、やはり今回の米の問題でも、本来、生産者、生産地がどんな努力をしてきたのかということも国全体、国民全体で分かっているかと思っております。「さがびより」という佐賀のブランドがありますけれども、特Aを十五年ばかり続けておりますけれども、こちらでも

利益が出るようなおいしい高いお米を作ろうということで、生産地はみんな協力しながら大変な努力をしてきたわけです。それには、やはりおいしいお米には高い値段でしっかりと生産地が報われるような、私はそういうふうにあつてほしいと思います。

お米のおいしさは違います。都市部の人は、何か同じ味だとか言う方もおられるようですけど、そんなことは決してないです。なので、そういった方にはそういうお米を。そして、やはり子供の頃におなかいっぱい御飯を食いたいという気持ちは痛いほど分かります。そこまでおいしいお米でないかもしれない。ただ、あの頃は、米をいっぱい食べたいという気持ちはすごくよく分かります。そこは、やはり米というのは我々の日本の主な食料でありますから、それなりの手をしっかりと国のほうで打てるような形をするべきだというふうに思います。

ですので、そういったことで、我々生産地としては今こそ声を上げる時期だと思しますので、こういう産地を支えるために具体的にどうする、どういう方策をするかということに関しては、農林水産部長から補足させたいと思います。

もう一点、いわゆる台湾有事についてであります。

私は先ほど、いわゆる台湾有事は決して起こってほしくないと思し上げました。世界で紛争はなくなっただけでほしいと思いません。今もウクライナ、ロシアだけではなくて、イスラエルとイランだったり、インドとパキスタンだったり、いろんなところで大変な状況になってきています。起きてほしくない。ただ、やはりこういうところから見ていると、あらゆる状況には備えておかなければいけないというふうに私は思います。

武藤議員がおっしゃるように、ただ、これはこれ。やはりいろんな国

と国民で、そして自治体、自治体で交流を深めて仲よくしておくというのは、これは何よりも、そういったものに対する備えであることは紛れもない事実だと思います。ですので、我々は備えというものはしつつも、やはり友好関係、様々なところと築くということに関しては、おっしゃるように、これは強く佐賀県として前に進んでいきたいと考えております。（「一点飛ばしている」と呼ぶ者あり）

もう一点ありました。失礼しました。

除染土の話がありました。こちらについては、国は法令でこの除去土壌を中間貯蔵開始から三十年以内に福島県外で処分すると定めています。ただ、現時点では実現に向けた具体的な進め方などは今後の検討課題というふうにしているわけであります。国の責任において、国全体で負担するような取組を進めることになれば、県としても検討しようというふうに私は考えています。

では、私がかねてから申し上げている、佐賀県は十分国のエネルギー政策に協力しているので、新たな負担は負わないということのことなんですが、ばくつと言うと、私は例えば、高レベル放射性最終処分場のようなああいうものだったり、新たな原発だったり、こういったものに対してはきつぱりと負うつもりはないと申し上げているわけです。ただ、今回の除染土の問題に関しては、国全体でどうするのかということを考えていうことでありますので、これを、ルールが決まって、みんな何か福島の負担を分かち合おうということに関しては、私が新たな負担を負わないということの中には入っていないものというふうに申し上げます。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ私には、生活保護行政で再質問いただきま

した。

今回、生活保護基準の改善ですとか、夏季加算とか、そういったものをしっかりと国に対して求めてほしいということだと思います。

繰り返しになりますけれども、先月、政策提案を行いました。それ以外にも、例えば、九州各県の担当部長会議とか、そういった場でも議論はできると思いますので、そういった形で様々な場面で機会を捉えて国への提案をしていきたいと思っております。しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀県の食料自給率向上に向けた具体的な方策についてお答えいたします。

今現在、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業に軸足を置きながら、「さが園芸888運動」におきまして、園芸作物を伸ばすような方策を推進しております。このことによつて、稼ぐ農業を実現できるといふふうに思っています。

こうしたことを積み重ねていきながら、本県の自給率が100%を超えるというふうな大きな目標を持って農政を進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ再々質問を行います。

知事、住民説明会のことなんですけれども、先ほど知事は、それぞれの分野での責任において役割を果たすんだみたいなことをおっしゃったと思うんですね。今、佐賀市がやっている説明会は、これは説明会なのと思うようなものなんです。つまりその地域の自治会長さんだけを集めて、一般住民は参加できない。そして、マスコミはシャットアウト

する。つまり話し合いというか、何なんでしょう、これは。住民説明会と言えるのかというような、今、佐賀の実態があるということ。そしてしかも、南部地域に今偏っているということもあって、もちろん現地ですから、そのことは必要だと思いますけれども、本当に佐賀市に住まわれている人たち、みんな佐賀空港の横に変なのが出てきているよと、あれが駐屯地だよというふうな話になっていて、怖いわねという話もあるんですね。そういう中で、本当に最終的に受け入れたのは県知事、あなたですから、県としても本当にもっと県民への説明会を丁寧にしていく、そういう責任があるんじゃないかと思うんです。これはこのままにしていればありません。県として、もう一度ちゃんとした責任の取り方として住民説明会を開いていただきたいと思います。

以上です。いかがでしょうか。

◎山口知事 登壇Ⅱ武藤議員の再々質問にお答えします。

やはり防衛省なり市なり県がそれぞれの見解を答えていくということは大切だと思います。そして、この住民説明会ということに関して見たら、やはりそれはしかるべきタイミングというものがあると思いますし、今でありますと、佐賀市が対応していただいております。私はそれを尊重したいと思えますし、これからも我々は丁寧に情報公開を行って、皆さんにいろんな意見を言っていたくということも大切にしながら、そういう様々な声に対しては、佐賀市や防衛省と共有しながら対応していくということだとふうに認識しております。

◎桃崎祐介君（拍手）登壇Ⅱ自由民主党の桃崎祐介でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、五項目についての質問であります。執行部の誠意ある御答弁をお願いいたしましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初の項目は、戦後八十年佐賀県戦没者追悼式についての質問であります。

本年、二〇二五年は、我が国にとりまして、さきの大戦の終戦から八十年という大きな節目の年を迎えました。この節目の年を迎え、全国各地で戦没者追悼式が行われるものと予想されます。

この追悼式は、地域の戦争の歴史や、その影響を受けた人々をしのぶ大切な機会でありまして、単に過去を振り返るだけではなく、未来に向けての平和の誓いの場でもあります。特に、八十年という長い年月がたち、戦争を直接経験された世代の方々が年々減少している中、この追悼式の持つ意義というものはますます重要なものになっていると考えております。

戦没者の御遺族も高齢化が進み、戦争の記憶が薄れていく中、戦没者追悼式は過去の記憶を次の世代へと伝えていくための貴重な機会であり、今日、私たちが当たり前のようには享受しております平和と繁栄が、多くの高い犠牲と御遺族の御努力の上に築かれたものであるということに改めて認識する場でもございます。また、戦争の教訓を未来へと生かしていくための啓発の場でもあり、戦争の影響を受けた地域社会の復興や平和の維持に向けた取組など、戦争の悲劇を二度と繰り返さないためにも、歴史を学び、平和の大切さを広めていくことが重要であります。

このように、戦没者追悼式は、戦没者への敬意を示しつつ、平和の重要性を再確認する機会であり、多くの人々が共に過去を振り返り、未来を見据える場として、国民一人一人がその意味を理解し、今後とも継続

していくべき極めて重要な式典であると考えております。

このような中、山口知事におかれましては、これまで二十年ごとに開催されておりました県主催の佐賀県戦没者追悼式を予定より十年前倒しされ、今年十月八日に開催するという発表をされました。

県はこれまで、戦後三十年、五十年、七十年と、二十年置きに戦没者追悼式を行っており、今回の開催は戦後九十年の予定でありましたが、御遺族の高齢化や佐賀県遺族会からの多くの要望に応える形で、今回の戦後八十年佐賀県戦没者追悼式を開催するに至ったものと伺っております。

このことに関しまして、佐賀県遺族会の西田会長をはじめ、多くの遺族会の皆さんも、山口知事の今回の御英断を大変喜んでおられます。

また、一九三七年の支那事変から終戦まで、私の家からも三人の方が戦争で命を落としており、私自身も今回の追悼式の開催を大変ありがたく思っているところでございます。

そこでお伺いをいたします。戦後八十年佐賀県戦没者追悼式につきまして、これまで二十年ごとに行われておりました県主催の戦没者追悼式を、県は今回、十年前倒しで開催することとされました。戦後八十年という大きな節目の年を迎えるに当たり、今回の戦後八十年佐賀県戦没者追悼式に対する山口知事の思いをお伺いいたします。

次に、追悼式の在り方に対しましては、遺族会からも様々な御意見や御要望があったのではないかと推察するところであります。

そこで、今回の佐賀県戦没者追悼式は、どのような内容で取り組んでいかれるのか、種村健康福祉部長にお伺いをいたします。

最後に、日本遺族会の集計によりますと、同会の支部に当たります四

十七都道府県の遺族会会員世帯数は、最も多かった一九六七年の約百二十五万世帯から、二〇一九年には、ピーク時の半分以下である約五十七万世帯にまで減少しており、佐賀県遺族会におきましても、大きく縮小しているのが現状であります。

そのような中、佐賀県遺族会では、戦争の記憶を風化させることのないよう、また、平和の大切さを次の世代へと伝えていくために、戦争体験者の語り部活動に取り組みされております。

先日も、地元唐津市の遺族連合会総会におきまして、朗読劇を見る機会がありました。また、その総会の中で、若い世代へと戦争の記憶を継承していくため、「平和の語り部」佐賀県大会という初めての催しを八月九日に佐賀市で開催されるとお伺いしたところであります。

このような活動は、未来につなげていくべき大切な取組であると私は考えております。

そこで、佐賀県遺族会の活動に対する県の関わり方について質問いたします。

佐賀県遺族会が行われている語り部等の活動に対しまして、県はどのように関わっていかれるのか、種村健康福祉部長にお伺いをいたします。二つ目の項目は、県産木材の利用促進についての質問であります。

現在、佐賀県は森・川・海、そして人とのつながりを見詰め直すことによりまして、県民一人一人の環境保全への意識を高めていくことを目標として、「森・川・海はひとつ」という思いを人が未来へつなぐ、このような理念の下に、「森川海人プロジェクト」に取り組みで取組んでおられます。

その中で、木材の生産や水資源の涵養、土砂災害の防止、県土の保全、

二酸化炭素の吸収による温暖化防止など、その多面的な機能を有する森林の保全をうたっております。

こうした森林の持つ多面的機能は、佐賀県におきまして貨幣評価ができるものだけでも年間約三千七百九十三億円とされており、県民の大きな財産であります。

前回、二月の定例県議会におきましては、直接的な森林の保全という観点から、林業の振興についての質問をいたしました。

今回の質問では、その出口である県産木材の利用促進について質問をいたします。

山林の伐採や植林を進めていくためには、生産された木材を積極的に利用していく必要があります。佐賀県におきましても、建築物等における木材利用を推進することで、森林資源の循環利用を図り、県内の森林整備を進める方針を取っております。

また、近年、全国的に地域で生産された木材等の利用促進を主たる目的といたしまして、県産材利用促進条例や県産木材利用促進条例等を制定されており、令和七年三月十一日時点で既に二十五府県において、これらの条例の制定がなされております。

佐賀県では、まだこれらの条例は制定されておりませんが、このような条例制定の動きが全国的に展開されることによりまして、国産木材の需要の拡大につながり、国内の林業生産活動の活性化と森林整備の促進につながることを期待するところであります。

今後、住宅のほか、市町の庁舎や保育園などの建築物に県産木材を積極的に利用していくことによりまして、県内の森林と木材の利用サイクルの維持が促され、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させること

につながるのと同時に、山間地域における産業の振興や地域活性化につながる一方で、地元の建築業者などの伝統的な木材加工技術が継承されていくといった多くの効果が期待され、林業の振興だけではなく、山を健全に守っていくため、また、地域経済の活性化のためにも県産木材の利用促進に対する県の取組が非常に重要であると考えられます。

そこで、質問いたします。

建築物などへの県産木材の利用を進めるため、県としてどのように取り組んでおられるのか、また、県産木材のさらなる利用促進に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

三つ目の項目は、大規模災害時におけるドローンの活用についての質問であります。

近年、世界的な気候変動の影響によりまして、世界各地はもとより、我が国におきましても、集中豪雨や台風の大型化、森林火災など大規模な災害が頻発化、激甚化している傾向にあります。

本県におきましても、令和元年、令和三年、令和五年と過去五年間に三回もの豪雨災害が発生しており、大規模災害はいつどこで起きても不思議ではないというのが現状であります。

また、我が国は地震大国でもあります。県内にも多くの活断層が存在しており、大規模災害の頻発化に伴いまして、今後、災害の備えがますます重要となつていくところでもあります。

このような中、災害対応におけるドローンの活用につきまして、改めてその有効性が注目されており、大規模災害に限らず、常時発生する火災や捜索、救助等に対しましても、ドローンの俯瞰的視点からの情報収

集は非常に有用であることから、今後、災害時におけるドローンの役割はより一層重要になってくるものと考えられます。

大規模災害の発生時には、ドローンの遠隔操作、自律飛行、そして機動性の高さを生かし、迅速な情報収集や捜索活動、物資の輸送等、また、災害後の復旧作業におきましても、インフラの損傷状況の把握など様々な活動への運用が期待されているところであります。

県内の消防署におきましても、近年、ドローンの配備が進められておりまして、特に地元唐津市の消防署ではいち早くドローン隊の運用がなされてまいりました。実際に令和五年の九州北部豪雨災害の折には、大規模な土砂崩れが発生した浜玉町の今坂地区におきまして、被害状況の把握や捜索現場の安全性確保のために、消防署のドローンが大いに活躍する姿を見まして、改めてドローンの有用性を確認した次第であります。

また、警視庁におきましても、従来は機動隊員らがドローンの操縦を担当しておりましたが、ドローンの性能向上を受け、大規模災害時や雑踏警備での迅速な対応につなげるため、昨年四月、ドローンを操縦する専門チーム、「小型無人機係」を発足させた次第であります。警視庁では、今後さらに国家資格である一等無人航空機操縦士の取得者を増やす方針であります。この国家資格につきましては、航空法が二〇二二年から二〇二四年にかけて改正されてきた中でドローン免許制度が開始されたことにより誕生した国家資格であります。

現在は国家資格がなくても、実質的な運用にはほとんど問題はありませんが、二〇二五年十二月からは民間資格をエビデンスとした飛行許可の簡略化が廃止されます。国土交通省航空局によりますと、民間資格でも引き続きドローンを飛ばすことはできますが、公的な技能証明として

の効力を失い、飛行許可手続の一部を省力化できるメリットがなくなるということであります。つまり、公的な技能証明といたしましては国家資格に一本化されるということでありますので、今後、県警察や消防署におきましても、安全性の確保のためにも国家資格への切り替えが進められるのではないかと考えております。

このように、航空法の改正やドローンの活用が進む中、県としても災害時の安全性を確保する取組が必要となってくるものであり、特に大規模災害時には防災ヘリなどの有人航空機などが飛び交う状況も想定され、関係機関との事前の協議が必要不可欠であると考えられます。

そこで、次の二点について質問いたします。

初めに、災害対応におけるドローンの活用についてであります。

災害時のドローン活用は、情報収集から救助活動、物資の輸送、監視や通信支援など幅広く、迅速かつ効率的な対応を可能にいたします。現在、県としてドローンをどのように活用しているのかお伺いいたします。

次に、災害現場での安全運航に向けた取組についてであります。

大規模災害時、防災ヘリや自衛隊ヘリなど様々な実動機関の航空機が災害対応を行う中、公的機関、民間を問わずドローンが運航される際には、県として安全性の確保が最優先であると考えますが、県はどのような取組を行っておられるのか、以上二点、高塚危機管理・報道局長にお伺いをいたします。

四つめの項目は、全国都市緑化フェアについての質問であります。

全国都市緑化フェアは、花や緑に関する国内最大級のイベントであり、緑のまちづくりの推進、市民の緑化意識の向上、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、緑豊かな潤いある都市づくりを目的として、

一九八三年から毎年、全国各地で開催されております。

また、当該緑化フェアは、開催地の魅力を全国的に発信するとともに、観光の振興や経済的な波及効果も見込まれ、都市の持続可能な発展や地域社会の活性化に寄与する極めて有意義なイベントであると認識いたしております。

佐賀県内には地域ごとに多様な自然、歴史、文化などが存在し、その地域地域で見られる特色ある景観や農林水産資源等を十分に生かした上で、佐賀県の魅力を全国や海外の方にも十分に堪能していただけるような全国都市緑化フェアを開催していただきたいと期待するところであります。

このような中、県といたしましても、全国都市緑化佐賀フェア（仮称）の開催に向けまして、今年二月には第一回目の全国都市緑化佐賀フェアの基本構想懇談会が開催され、六月には第二回の基本構想懇談会を開催された次第であります。この懇談会で示されました基本構想案につきましては、全国都市緑化佐賀フェアの基本理念や開催イメージとして、自発の地域づくりで「佐賀の山と緑の価値を未来につなぐ」とされており、「山の博覧会（仮称）」と全国都市緑化フェアの同時開催が掲げられております。

山を大切にする人々の輪を広げていくために、山のすばらしさを発信していく「山の博覧会」と緑豊かなまちづくりを基本理念とした全国都市緑化フェア、この二つのイベントを同時に開催していくことで、自然との共生を考え、自発の地域づくりにつなげることを目的とされているわけであります。

これら二つのイベントが相乗効果を高めていくために、お互いに連携

を取りながら開催していくことは非常に重要なことであると理解をいたしますが、この基本構想案を見ますと、緑化フェアが何か「山の博覧会」の一部のような印象を受けるところがあります。やはり都市緑化フェアの本来の目的であります都市緑化意識の向上、都市緑化に関する知識の普及、国、地方公共団体、民間の協力による都市緑化の全国的な推進、これらを佐賀の地でいかに実現していくかということ、身近な都市の緑化、ひいては緑豊かな都市づくり、開催後を見据えた緑化フェアレガシー等をしっかりと念頭に入れていただきまして、次の基本計画につなげていただきたいと考えております。

また、会場につきましては、佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園を主たる会場とし、各地域との連携の下、県全域で展開するとされております。

県北西部や南部、西部、いずれのエリアもそれぞれがそれぞれの魅力あふれる地域であります。緑化フェアが佐賀県全域に広がり、全県的な盛り上がりにつながるためにも、サブ会場の設置が重要であろうと考えます。

参考までに、唐津にも名護屋城跡や河畔公園など、すばらしい自然や歴史あふれる場所があるということを一言お伝え申し上げまして質問をいたします。

県は、令和十年度の全国都市緑化フェアの佐賀県開催を国に申し入れており、現在、基本構想の策定が進められているとのことであります。この緑化フェアを充実した内容のものとしていくためには、主催者であります佐賀県と公益財団法人都市緑化機構とが綿密な調整により、基本構想や基本計画をつくりあげていくことが重要であり、また、行政だけ

ではなく、県内の民間企業や関係団体との連携により、県全体で緑化フェアの取組を推進していくことが必要不可欠であります。

そこで佐賀県は、全国都市緑化佐賀フェアの開催と成功に向けて、民間企業や関係団体とどのように連携していけるのか、永松県土整備部長にお伺いをいたします。

花と緑は佐賀県の魅力にうるおいと華やぎをもたらし、磨きをかけてくれるものであります。「SAGA2024」国スポ・全障スポの際には、多くの県民が自発的な緑化活動によりまして、全国からの来訪者をお花と緑でもてなし、地域と一帯となつて取り組んでまいりました。全国都市緑化佐賀フェアの開催におきましても、全国から多くの来訪者を招くことにより、都市緑化意識の啓発や情報発信だけではなく、開催地の魅力を発信することで、観光振興や個人消費による経済効果も期待するところであります。

佐賀県での全国都市緑化フェアが、さきの「SAGA2024」国スポ・全障スポに続きまして、佐賀ならではの魅力を全国に発信していく場となりますことを期待いたしまして、最後の質問項目に移らせていただきます。

最後の質問は、強度行動障害支援についてであります。

強度行動障害への支援につきましては、令和四年二月の定例県議会におきまして一般質問をさせていただきました。私にとりまして初めての質問であり、初めて福祉というものに真つすぐに目を向けることができ、いわば私の議員としての原点の質問であったと思っております。この質問を与えていただきました藤木議員に対し、心から感謝を申し上げ、最後の質問に入らせていただきます。

強度行動障害という状態は、重度の知的障害と自閉スペクトラム症などの発達特性を併せ持つ方に多く現れると言われております。自分を傷つける、他人をたたく、物を壊す、長時間歩き回る、食べられないものを口に入れるなど、本人の健康を損ねる行動や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるために、特別に配慮された支援が継続的に必要とされております。この強度行動障害の状態にある方の御家族や支援者の方々は、今でも家庭や施設、病院などで大変な御苦労の下に支援を続けておられます。

佐賀県が令和三年度に実施いたしました強度行動障害の人数調査におきましては、県内に暮らす強度行動障害の状態にある成人の人数は八百九十名となっております。

しかしながら、当時の調査では、八百九十名の中に状態が厳しい方がどの程度おられるのか分からず、また、精神科病院に入院している人数は含まれていないなど、強度行動障害のある方や子供たちの現状を認識するためには、さらなる精査が必要でありました。

そのような中、佐賀県では、令和七年度に強度行動障害についての詳細な調査を実施する予定となっており、今後の強度行動障害支援の施策を検討していく上でも非常に重要な取組となり、大いに期待されるものであります。

また、強度行動障害は状態像であり、周囲の環境や関わりで状態が改善することや、そもそも強度行動障害にならずに済むこともありますので、その本人や御家族、支援者を支えていくためには、強度行動障害に対する知識や技術支援を普及させていくこと、特に御本人に直接関わることが多い福祉や教育、医療の場において、適切に対応することのでき

る人材を育成していくことが極めて重要であります。

佐賀県におきましては、令和五年度より佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修を県独自で実施されており、教育、医療、福祉の各分野の支援者が一堂に会し、現場での実践力を身につけていくこの研修は、全国でも類を見ず、大変先駆的な取組であると思っております。

このフォローアップ研修におきましては、人材育成の重責を担われま
す県内の講師に支払われる対価が、その経験値と技術力にもかかわらず、非常に低い水準であることが課題でありましたが、今年度の研修より講師のスキルと職責に合わせた対価へと増額されましたことは、今後の人材育成が安定的かつ発展的に進んでいくことにつながるものと考えております。

現在も佐賀県内で強度行動障害によりまして大変な生活を送られている御本人や、対応に苦慮しながらも支え続けておられる御家族や支援者を漏れなくサポートしていくためには、今後、国の制度なども活用しながら、受け入れ施設や事業所を増やしていくとともに、適切に関わることでできる支援者を育成していくことが必要不可欠であります。

そこで、次の三点についてお伺いをいたします。

初めに、強度行動障害に係る実態調査についてであります。
今後の強度行動障害に対する取組の基礎となるそのものが今年度の実態調査であると考えられます。調査を実施するに当たりましては、令和三年度の調査のように、障害福祉サービスを受給されている方を対象とした人数調査ではなく、より広範囲かつ精度を高めた調査が必要であると考えられます。

今年度、実施予定の強度行動障害に関する実態調査につきまして、令

和三年度に行われた人数調査との違いは何であるのか。また、どのような内容をどのような方法で実施していかれるのかお伺いをいたします。

次に、受け入れ施設に対する設備整備等の支援についてであります。

強度行動障害の状態にある方を受け入れる施設におきましては、特別に配慮された環境をつくる必要があります。例えば、気持ち落ち着けることを目的としたカームダウンの部屋の設置や、壊れにくい壁やガラスに変更することもあって伺っております。

また、強度行動障害の状態にある方の行動によりまして、設備や備品の修理が必要となることも考えられます。そのような受け入れ施設に対する設備整備の支援につきまして、県はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

最後は、強度行動障害支援者フォローアップ研修への評価に対する県の認識と今後の取組についてであります。

現在実施されておりますフォローアップ研修につきましては、参加者からも高い評価をいただいていると伺っております。医療、福祉、教育の関係者が共に取り組むフォローアップ研修は、他分野の理解を深め、支援者間の連携強化につながる大変貴重な機会でありまして、強度行動障害の状態にある方への支援や、また、強度行動障害を予防していくための支援において、関係機関が共通認識を持ちながら協力していくことは極めて重要であります。

これまでのフォローアップ研修参加者の、研修評価に対する県の認識はどのようなものであるのか。また今後どのように取り組んでいかれるのか、以上三点、種村健康福祉部長にお伺いいたしまして、質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ桃崎祐介議員の御質問にお答えします。

戦後八十年県戦没者追悼式に関し、私の思いについてお尋ねがございました。

今日、日本に暮らす私たちは豊かで平和な暮らしができております。さきの大戦で亡くなられた多くの方々の貴い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。愛する御家族を亡くされた御遺族が戦後の長く困難な道のりを歩んでこられたことに深く敬意を表し、平和を祈念していくことはとても大切なことです。これまで戦後三十年、五十年、七十年と、二十年ごとの節目の年に県主催の戦没者追悼式を執り行つてまいりました。

そうした中、戦没者の妻の方々の平均年齢は約百歳、遺児の方々は八十歳を超えております。高齢化が進んでいる御遺族の皆さんの思いを深く受け止め、戦後九十年を待つことなく、戦後八十年となる今年、追悼式を執り行うことといたしました。

高齢化が進む御遺族の思いに寄り添い、戦争を経験された御遺族の方が語り部となつて、戦争の記憶と平和の大切さを口伝えることに重きを置いた追悼式としたいと考えております。

戦争のない平和な社会を次の世代へとつないでいくことは、今を生きる我々の大切な役割です。佐賀県遺族会など、関係者の皆様の思いを後世にしっかりと引き継いでいく、そのような意義深い式典としたいと考えています。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、二項目お答えをいたします。

まず、戦後八十年県戦没者追悼式について二点お尋ねがございました。一点目、追悼式の内容でございます。

今回の追悼式は、戦争を経験された御遺族の方の戦争の記憶と平和の大切さを未来につなぐ式典としたいと思っております。これまで佐賀県遺族会の方といろいろお話をしながら、御意向をお聞きしながら内容を詰めてまいっております。

今回の追悼式では、追悼の辞ですとか献花、そういう追悼の儀式に加えて、遺族会の語り部の方に戦争体験を語っていただくということを考えております。そして、次の世代に引き継ぐということで高校生にも参加をしていただき、高校生による平和へのメッセージの発信ですとか、参列者全員による合唱の際に、高校の吹奏楽部の演奏ですとか、それから式典のアナウンスですとか、こういったことを今検討しているところでございます。

これらの内容につきまして、引き続き佐賀県遺族会の御意向をお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

続きまして、二点目の佐賀県遺族会の活動に対する県の関わりについてお答えをいたします。

県ではこれまで、佐賀県遺族会の活動に対しまして、様々な支援を行つてまいっております。例えば、会報誌の発行ですとか、東京で行われる語り部研修会への参加、沖縄県の糸満市にございます「はぐれの塔」の維持管理、「はぐれの塔」慰霊祭への参列、こういったものに必要となる経費に対する補助を行つてきたところでございます。

また、遺族会では、戦争体験者が高齢化していく中で、戦争の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の貴さを語り継いでいく「平和の語り部」を県内の小中高校などに派遣する取組、これを令和六年度から始められております。

県では、この「平和の語り部」をできるだけ多くの高校生など若年世代に聞いてもらいたいと思ひまして、県内の小中高校に紹介し、活用を促しているところでございます。小中高校からの派遣依頼は、昨年の令和六年度は二校でしたけれども、今年度は既に十三校に上っております。広がりを見せております。今後、「平和の語り部」を聞いた若年世代の方とか、佐賀県遺族会の方とかと意見交換をしながら、未来につながる組というものをさらに考えていけないかなというふうに思っております。佐賀県遺族会など、関係者の皆様の思いを後世に引き継いでいけるよう、しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

それから、二項目めの強度行動障害支援について三点お答えをいたします。まず、実態調査でございます。

県が令和三年十一月に実施した、これは実数調査でございます。このときには、市町と障害福祉サービス事業所を対象といたしまして、県内の強度行動障害の状態にある方の大まかな人数を把握するために実施した調査でございます。そのときの結果でございますが、強度行動障害にある方が約九百名、このうち、重度の方が推計値でございますが、約百名おられるということが分かりました。

この結果を基に、令和五年度から医療、福祉、教育の現場で強度行動障害の状態にある方の支援に携わる方の人材育成を目的として、強度行動障害支援者フォローアップ研修を始めたところでございます。

今年度は、さらなる施策の展開につなげていくために、人数のほかに対象者の生活状況を把握することとしております。特に、重度の方につきましては、より詳細な調査を行い、具体的な日々の生活の様子をはじめ

め、本人やその御家族の困り事なども把握をしたいと思っております。

なお、手法とかにつきましては、今後、強度行動障害支援部会という会議を持っておりますけれども、ここで専門家の皆様と協議をして決定をしていきたいと思っております。

続きまして、受け入れ施設に対する設備整備等の支援についてでございます。

強度行動障害の状態にある方を受け入れる施設に対する設備整備等の支援についてですが、これは本人への適切な支援の提供や支援者の負担軽減のために重要な取組であるというふうに思っております。これまで受け入れ施設の新設、改修、それから、備品、設備の導入に対する補助を行っております。グループホームの個室化ですとか、防音工事などに活用いただいております。

また、備品の修理費用につきまして、実際に受け入れている事業者に聞き取りを行いましたところ、利用者の保険のほうで対応している場合が多いということを知るところでございます。

今後とも、現場の声を丁寧にお聞きしながら、強度行動障害の状態にある方の受け入れ施設において、必要な支援が行われるように、県として必要な支援を行ってまいります。

最後に、フォローアップ研修への評価に対する認識と今後の取組についてということでお尋ねがございました。

強度行動障害の状態にある方や、その御家族が多くの困難を抱えていること。また、支援の現場では対応に苦慮されるケースがあるなど、当事者や支援者の方々が様々な御苦労をされているというふうに思っております。

こうした中、県が令和五年度から独自に実施しているフォローアップ研修ですが、県内在住の方で、強度行動障害支援分野で極めて高い専門性をお持ちの方ですとか、医療、福祉、教育の現場の最前線で支援をされている支援者の方、それから、当事者の御家族の方など、多くの関係者の皆様の御協力によりつくり上げたものでございます。現状において、同様の研修は他県では行われていないと聞いております。まさに佐賀県の強みだと考えております。

研修受講後のアンケートを取りましたところ、その内容につきまして、全ての方から最も高い満足度の評価を得ております。それから、受講者の勤務先の代表者の方からも高い評価を受けているところでございます。こうした評価は、何よりこの研修の企画段階から深く関わっていただいている強度行動障害の状態にある方、その御家族の方を何とか支援したいという熱い思いのある関係者の皆様の御協力のおかげだというふうに思っているところでございます。

フォローアップ研修は今年度で三年目になります。当事者や現場のニーズをお聞きしながら、関係者との連携を密にして、受講者個人のスキルアップ、それから、受講者が属しておられます職場の対応力の向上、こういった実効性のある研修にしていきたいというふうな思っております。

今後とも、強度行動障害支援部会の皆様、それから福祉、医療、教育に携わる方々、みんなで連携をしてフォローアップ研修をはじめ、様々な取組を推進し、強度行動障害の状態にある方、そして、その御家族の方への支援に一層取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○ 時間 延長

◎議長（宮原真一君） 時間を延長します。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、県産木材の利用促進についてお答えいたします。

まずはこれまでの取組状況ですが、県では県民協働による県産木材の利用促進を図るため、平成二十九年度から「ふる郷の木づかいプロジェクト」を展開しております。

このプロジェクトのうち、建築物への利用促進の取組を三つ申し上げますと、一つ目は、木造住宅の新築や住宅、事務所などのリフォームに対する支援、二つ目は、多くの県民の皆様が利用し、木材の展示効果が高い店舗などの民間施設の木質化に対する支援、三つ目は、地域の自治会等による公民館などの木造公共施設の整備に対する支援などに取り組んでおります。

また、建築物以外の利用促進といたしましては、学校の机や椅子など公共施設等の木製品の導入や、家具や木製品の開発、また、販路拡大に対する支援などを行っております。

さらに、令和四年度から建築士、木材供給事業者、建築業者等により構成される「さかの木の建築推進協議会」を設立し、会員のスキルアップ研修の開催や、建築物の木造化、木質化に向けた普及啓発活動を実施しております。

今後の取組でございますが、「ふる郷の木づかいプロジェクト」を継続しながら、これまで木質化、木造化に取り組んできた展示効果の高い公共施設や民間施設の成果等につきまして、SNS等を活用し広くPRするなど、県産木材利用のきっかけづくりになるようなプッシュ型の情

報発信を強化してまいります。

また、「さぎの木の建築推進協議会」の横断的なネットワークを生かし、中規模・大規模建築物の建築計画の早期把握に努め、建築主体に対する木造化、木質化の工法提案などにも働きかけを強化し、県産木材のさらなる利用促進を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◎永松県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、全国都市緑化フェアの県全域への展開と、民間企業などとの連携についてお答えをいたします。

令和十年度の全国都市緑化フェアの佐賀県での正式な開催決定に向けてまして、現在、基本構想の策定を進めております。

佐賀での開催を通じて、一人一人が自然との共生について考え、行動するきっかけとし、フェアの後も、このフェアが生み出す様々な価値を県民が日常生活で実感でき、佐賀の花と緑の価値を未来につなげていくものとして考えております。

主たる会場については、基本構想案の中で佐賀城公園など三カ所を想定しておりますが、緑化フェアは県内全域で展開していきたいと考えておりまして、基本構想案においても、各地域との連携の下、県全域で展開すると明記しております。

また、フェアと「山の博覧会（仮称）」と共通の理念、全ての人々に恩恵をもたらす森・川・海を未来へつなぐという、この基本共通の理念の下、緑化フェアと「山の博覧会（仮称）」を同時開催し、連携していくことで、県内全域への人々の取組の輪を広げていきたいというふうに考えております。

このようなことを実現していくためには、今後、基本計画の検討を進

める中で、緑化フェアの理念や目的を市町などに伝え、県内各地に会場を展開できるように、意欲のある市町や地域と連携して取組を進めてまいります。

続きまして、民間企業や関係団体との連携についてでございます。

緑化フェアを県全域で盛り上げていくためには、民間企業や関係団体、学校などと連携していくことは重要だと認識しております。

これまでの開催地での民間企業などとの連携事例としまして、民間企業では、スポンサー花壇の設置や管理、資金や資材、広報といった各種協賛、コラボ商品の開発など、造園業関係では、庭園コンテストや造園技能者競技大会などが実施されております。また、花卉・緑化の団体では、ハンギングバスケット作りなど、花や緑を使ったワークショップの開催、花壇ボランティアのサポートなど、自然活動の団体では、植物観察会や自然探検イベント、木工ワークショップ等の体験教室の開催など、学校では、花苗作りや花壇、プランター作りなど、県民の方々や地域の方々とは、大花壇の球根植え付けや花苗の植え付けなどの取組がこれまで行われております。

このように、過去のフェアでも企業や団体などに御参画をいただいております。また、個人の方に参画いただきたいと考えております。

具体的な連携につきましては、今後、基本構想に続きます基本計画の中で検討していくこととしております。

民間企業や関係団体などとは幅広い分野で連携することはもちろん、それを緑化フェアの期間中だけの一過性の取組とするのではなく、フェアの後も自発的な取組として継続されていくレガシーとなるような、

「山の博覧会（仮称）」とも連携した佐賀らしい取組としていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎高塚危機管理・報道局長 登壇Ⅱ私のほうからは、大規模災害におけるドローンの活用について二項目お答えさせていただきます。

まず、災害対応におけるドローンの活用について、県の取組状況の御確認がありました。

災害時の対応といいますが、いろんな段階があるかと思っております。県としましては、まず初動――被災直後のことなんですけれども、救える命を救うフェーズとして、被災直後、人命救助に当たるという段階があるかと思っております。

続きまして、例えば、孤立集落が発生した、その人命をいかに救うかと、そういった命をつなぐフェーズがあるかと思っております。そこまでの集落の人命をヘリで救助するのか、それとも道路啓開をしたり、物資を運んだり、そういったフェーズがあるかと思っております。

続いて三番目に、復旧復興に向けたフェーズ、いわゆる土木公共災害で災害復旧に取り組むというようなフェーズがあるかと思っております。このような三つの段階の中で、ドローンをどうやって使っていくのかというのが論点になるかと思っております。

まず、ドローンの特性について申し上げますと、ドローンについては、人が立ち入ることが困難な被災箇所への進入が安全かつ容易であります。コスト面、操作面でも優れているという面があるかと思っております。一方で、デメリットとして、フライトできる時間が短いとか、強風や悪天候に弱いという特性があるかと思っております。したがいま

して、県のほうで要としております防災ヘリ「かちどき」とか、そういったものとの使い分けが必要かなというふうに思っております。

そういった中で、県の取組について御説明しますと、これまで県においては状況確認、まさにフェーズでいいますと復旧復興のフェーズでございますが、これまでは県が測量会社、調査会社に委託し、調査を行ってきた、ドローン等を使って委託業務でやってきたというような経緯がございますけれども、最近ではその汎用性から、講習を受け、技能を習得した土木、農林の現地機関の職員が自ら直営でドローン进行操作して調査を行っているというところでございます。そういったものを進めまして、早い段階で全体の状況把握が可能となりまして、災害査定の迅速化、早期復旧に貢献しているところでございます。

今の現在の状況をいいますと、県職員でドローンの資格を持っている者が二百名以上ございます。ドローンとしましては二十台以上を保有しているという状況でございます。積極的にドローンを使って状況把握に努めているところでございます。

続きまして、災害現場での安全運航に向けた取組ということで、県として、その安全を確認するにはどのような取組を行っているかという問いがございます。

いわゆる最初の段階、被災直後のフェーズでございますけれども、被災地の上空では、救出救助活動や物資輸送等を行う消防、自衛隊などの実動機関のヘリのほか、その状況を報道するマスコミのヘリも加わることから、安全確保のための交通整理が必要となっているところでございます。

そのため県では、大規模災害時などの有事のときに、航空機の運用に

関する関係機関の連携、効果的かつ安全運航を行うために災害対策本部の中に航空運用調整班を設置しているところでございます。この航空運用調整班のメンバーを御説明しますと、基本的にへりの運航者でございます。まして、自衛隊、海上保安庁、県警本部、県の「かちどき」、こういったメンバーで構成されているところでございます。

この運用調整の班の中で、取材ヘリ等民間航空機の飛行自粛空域の設定とか、その周知、また民間ドローン等の飛行禁止空域の設定などを行っているところでございます。

県としましては、安全かつ効果的な航空運用調整が実現できるよう、日頃、平時からしっかりとこいういった会議や訓練を通じて取組を進めまして、関係機関相互の意思の疎通を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 本日の日程は終了いたしました。

あす十九日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時九分 散会

速記者 長谷川 菜 央